

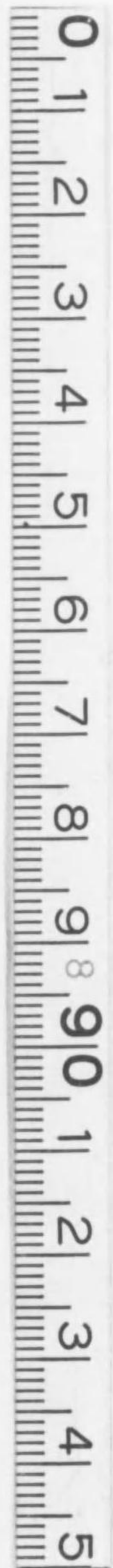
384-43



1200501455377

384  
43

口  
複  
写



始





7.11.28



蘇峰 德富猪一郎著

近世日本  
國民史

安政大獄前篇

東京民友社發行









安政大獄前篇







朝彦親王御肖像



# 安政大獄前篇刊行に就て

井伊の根本精神

安政の大獄は、實に維新史の中に於て、最も痛楚、最も悲惨、而して且つ最も不幸なる事件であつた。我等は其の主役である井伊直弼其人に對して、最も公平であらねばならぬ。乃ち少くとも彼の動機は、彼一己人の私情、私慾、若しくは私怨に徇がふものでなく、幕府の爲め、徳川家の爲め、而して恐らくは皇國の爲めと希うたものであらうことを容認せねばならぬ。併し其の主なる精神は先づ水戸派退治であつた。

井伊の人

當時の幕吏中に於て、即ち其の閣老、若しくは若年寄階級の中に於て、井伊直弼は、確かに中心人物であつた。それは彼が三十五萬石の大名であり、徳川譜第の筆頭であり、且つ大老職である等、凡有る風袋を控除しても、彼は侏儒中



の巨人であつたに相違ない。例せば太田道醇や、松平忠固や、間部詮勝や、脇坂安宅や、久世廣周や、其他の群僚に比すれば、餘事は兎も角も、彼は確かに一種の骨頭ある漢であつた。政治家としては殆んど取る可き程の見識も襟度も、將た經綸も見出さないが、然も彼の一身に、その存在と否とは、幕府を輕重せしむるだけの貫目を具へてゐたことは、疑を容れない。

安政大獄の責任

然も安政大獄に到りては、彼の爲めに何人が辯護せんとするも、恐らくは至難であらう。是は(第一)大獄の素因を製造したる全部と云はざるも、大過半の責任は彼に歸せねばならぬ。(第二)大獄の結果をして前後比類なき殘刻、激楚の悲劇たらしめたるものは、殆んど全く彼の責任だ。彼は先づ罪人の製造者であり、次ぎて罪人の斷獄者である。即ち彼は罪人の羅織者であり、捕手であると同時に、併せて其の劊手であつた。

井伊の擡置

但だ若し強ひて彼の爲めに辯護す可き事件ありとせば、そは京都を中心として起りたる尊攘運動であつた。此の運動は到底江戸幕府の存立と併行を許さざるが故に、井伊大老は、幕府維持の爲め、即ち天下治安の維持の爲めに、其の運動者を處分するの必要に迫られ、餘儀なく、彼等を捕縛し、下獄せしめた。此れは一應尤の申分だ。

勅諭下降の動因

けれども更らに一膜を削いで觀察すれば、京都の運動は、決して偶然に起つたものではない。此れは對幕府運動にして、更らに適切に云へば、對井伊運動だ。天下の志士、主上の御側近、恐れながら主上御自身さへも、井伊の傍若無人の振舞に對し、水戸への勅諭下降ともなり來つた譯合で、勅諭下降の爲めに、井伊が動いたのではない。井伊が動いたから、勅諭下降の非常事件さへ出來したのだ。勅諭下降は原因ではない。結果だ。



井伊の爲に惜む

井伊直弼としては、自己の立場を維持する爲めに、志士の運動を制止したるは餘儀なき自衛的の措置であつたとしても、凡有る志士を、慘刑酷法に處せねばならぬ必要は焉くにある。如何なる井伊側の辯護者も、安政の斷獄が公正至當であると言言し得る者はあるまい。運動を制止すると、運動者に對して、殆んど復讐的とも見らる可き程の重刑を課するとは、決して同一問題ではない。此の一點に於ては、從來水戸側に不服であり、その爲め寧ろ其の反對者たる井伊に同情を寄せたる者さへも、井伊の爲めに大いに惜み、深く遺憾としてゐる。

四

勝海舟の井伊評

勝海舟は、元來水戸派でなきのみならず、寧ろアンチ水戸派であつた。然も彼は「牆の茨」に於て、竊に思ふ。大老(井伊直弼)危險御多端の御中、御繼統の御事定められしは勇決稱すべしといへども、是より後の處置、すこぶる慘酷に過ぎ、或は用ひられし者等、大抵阿諛の小人にて、當今の太勢など知れるは稀にして、文武の御世

話ありと云も、皆虚飾がちにて、更に實際に適せず、賄賂之事、漸盛ならむとす。此の故に便を求め、縁によつて門に拜趨すれば、忽ちに登用せらる。また數すべき哉。或人竊に語らく、大老の京師へ間を用ひられしは、大抵邪の小人なり。と云うてゐる。

刑の過重

海舟は又た「開國起原」にも案ずるに安政の大獄は時勢止むを得ざるに出と雖も、已に水藩宗支の間に處し、寛宥の旨を以てすれば、其餘黨に於ては、亦寛典に從て可なるべし。況や此徒皆報國の赤心よりここに至る者にして、決して仇視すべきにあらす。然るに其刑頗る過酷に失し、漫に怨毒を醸し、天下志士一層の憤慨を増す。畢竟狹隘の偏心を免れず。其時また良吏を爰除し、結びて事を用る者は斗筭の小人にて、唯阿諛をつとめ、賄賂の風をなす。此輩進て外人と樽俎の

五



間に折衝するの才なく、退て自ら政治を改修するの略なく、徒に虚威を張り、區々の名分を争ひ、強て勅書の返還を促し、却て志士の激怒を増すが如きは、皆時勢を察せずして、後日の大害を媒介せし基なる歟。以上は何れも通論に幾し。

六

長野主膳  
と井伊との責任

但だ更らに井伊の爲めに辯護する者は井伊其人は公正實直の士であつたが、長野主膳の爲めに誤られ遂ひに此の如き大事を惹起したと云ふ。或は其通りかも知れない。されど井伊と長野とは、殆んど同心一體にて、一切の責任を長野のみ負はしめて、井伊は知らぬ顔にて通過すべきではあるまい。彼等は固より同罪だ。然も井伊は主にして長野は臣。従つて其の内輪は何れにもせよ、公然たる責任は、兩者平分でなく、其の十中の七八までは、井伊の頭上にあらねばなるまい。

\* \* \* \* \*

長野の人  
物

然も井伊が長野に致されたることは間違ない。長野は其の策謀に於ては、井伊に比して、一枚も二枚も上であつた。若し長野をして井伊の地に在らしめば、彼は如何なる思ひ切つたる仕事を出来せしめたかも知れない。彼が三十五萬石の大名でなくして、新進の井伊家臣であつたことは、寧ろ天下の爲めに慶す可きことであつたかも知れない。宇津木、嶋田などは、長野に比すれば、同日の談ではない。彼等は長野の笛に和して躍る程度のものであつたかも知れない。

長野に致  
さる

さりとて當時の水戸は、兩田——戸田、藤田——死後は、水戸全藩の統一は思か、其の天狗仲間の統一者さへも無つた。而して京都を中心として來り集りたる志士も、云はゞ、烏合の衆にして、議論は立派であつたが、實行には縁遠かつた。其の運動や掛引きも、著々一個の長野主膳の爲めに先せられた。而して井伊其人も或る程度までは、長野其人の傀儡であり、黒頭巾長野の爲めに隨意に使ひ廻された姿が無いでもない。この點から見れば、井伊の情狀も、亦た

七



聊か酌量す可き點がある。

の根本精神  
誤り  
何の時、何の世にても、一國の大宰相たるものは、天下の爲めに公を乗ることを、第一義諦とせねばならぬ。彼れ井伊直弼は、當初から水戸派打手の大將として出で來つたから、其のすること、なすこと、悉く此の根本精神から割り出し、遂ひに幕府の衰亡に一大拍車をかけ、而して躬自ら其元を喪うに至つた。彼の志は憐む可しと雖も、其の根本精神が、第一に間違つてゐる。

昭和七年六月廿四日、梅雨漸く霽んとする際、大森山王艸堂に於て

蘇峰古稀叟

例言

- 一 本篇は、修史第二期孝明天皇時代の第十一冊、織、豊、徳、以來通計四十冊。
- 一 本篇は昭和五年八月十六日、那須に於て起稿、同年十二月十七日大森山王艸堂に於て脱稿。
- 一、目下第四十一冊「安政大獄中篇」第四十二冊「安政大獄下篇」第四十三冊「櫻田事變」第四十四冊「開國初期篇」第四十五冊「久世、安藤時代」を稿了し、目下第四十六冊「文久大勢一變篇」を起草中。
- 一 本年度は、四月五月の間、羅病の爲め、聊か修史進行上妨を來したが、やがてそれを取り返さんことを期してゐる。
- 一 頃ろ世上説を做す者あり、曰く本書は予の自著ではない。代作者を借うて成るものと。若し予の自著を疑ふ人あらば、希くは予の原稿を見よ。予は何人にも

例言



之を示すを憚らなす。

一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和七年六月廿四日 大森山王草堂に於て

蘇峰學人

近世日本國民史 安政大獄前篇 目次

第壹章 間部酒井の上洛決定……………一

一 戊午大獄の責任者は誰ぞ……………一

安政大獄の責任〔二〕 水戸の尊攘論〔二〕 水戸に倒幕論なし〔二〕 反對派の幻影〔三〕 齊昭の行動〔三〕 齊昭冷血漢ならず〔四〕 幕府の旗幟鮮明〔四〕 井伊の責任〔五〕

二 井伊派全盛……………五

安政五年七月の形勢〔五〕 井伊の意の如くならざる者〔六〕 井伊の考へ違ひ〔六〕 主上御獨自意見〔七〕 承久の例に就きて〔七〕 陰謀家退治時代〔八〕 大獄輪郭製造人〔九〕

註 京都手入遮斷の手段〔幕府衰亡論〕……………九



三 再勤の閣老間部詮勝(一)……………一一

間部の人物と仕事(一一) 間部また好人物(一二) 間部の惠政(一二) 再び老中に任ず(一二) 間部密議に参す(一三) 井伊間部會見(一四) 井伊間部の關係(一五)

四 再勤の閣老間部詮勝(二)……………一五

酒井忠義遣使決定(一六) 間部老中就任(一六) 間部上京また決定(一七) 間部上京の理由(一七) 久世間部を危む(一八) 伊達宗城の配慮(一九) 間部輕卒(一九) 酒井太田また迂濶(二〇)

五 一線酒井、二線間部……………二二

酒井所司代就任の理由(二二) 本多排斥(二二) 酒井また京都功者(二二) ○役者取扱(二二) 尾水越處分問題(二三) 右處分急ぎの理由(二三) 間部上京早く豫定(二四) 間部上京前の準備(二四)

六 酒井忠義より武傳への書狀……………二五

酒井間部上京の報(二五) 酒井書狀(二六) 酒井家の勤王(二七) 條約調印責任者(二八) 酒井の策(二八) 酒井の虚言(二九) 所司代再任報告(二九) 酒井書狀内々入覽(三〇)

註 梅田雲濱主公の所司代再任を憂ふ〔梅田雲濱遺稿並傳〕……………三一

七 間部携帶の上奏文案(一)……………三二

調印釋明の掛合(三二) 岩瀬また配慮(三三) 間部持參書狀の評議(三四) 九條内覽(三四) 上奏文案(三四) 調印止むなし(三五) 後患難測(三六) 武備整頓をまよ(三七) 不徹底の文言(三七)

八 間部携帶の上奏文案(二)……………三八

ハルリス渡來(三八) 諸役人評議(三八) 無斷調印の辨(三九) 被仰出條々(三九) 假和親の策(四〇) 逆に夷を制する策(四〇) 奇怪の論法(四一) 根本的間違(四一) 不都合の觀察(四二)

九 間部携帶の上奏文案(三)……………四二



一時關過の策〔四二〕 狹及ぶべからず〔四三〕 海外に威光を示す策〔四四〕 夷人懐柔の法〔四四〕 兵端開始の害〔四五〕 以上要領〔四五〕 神慮何ひの事〔四六〕

第二章 井伊の水戸壓迫……………四七

一〇 井伊、高松と水戸……………四七

井伊水戸壓迫〔四七〕 井伊と松平頼胤〔四七〕 頼胤姦物〔四八〕 水戸内政干渉〔四九〕 頼胤押つけ〔四九〕 齊昭不徳の責〔五〇〕 餘りに辛辣〔五〇〕

一一 間部、風聞書を京都に送る(一)……………五一

風聞書本文〔五一〕 風聞書製造〔五二〕 日々京都文通の無根〔五三〕 老臣至當の態度〔五四〕 右撤回〔五五〕

一二 間部、風聞書を京都に送る(二)……………五五

風聞書續き〔五五〕 太田鈴木排斥揣摩説〔五六〕 齊昭運動沮遏策〔五八〕 風聞書取急ぎ發送の理由〔五八〕 其返報〔五九〕

一三 井伊派の水戸齊昭に對する干渉

愈よ緊切となる……………五九

干渉益々加はる〔五九〕 齊昭謹慎〔五九〕 胸込邸監守〔六〇〕 宛然戒嚴令の如し〔六一〕 間部口達〔六二〕 希有の無法〔六三〕

一四 井伊風聞の爲めに誤らる……………六四

井伊水戸家世話の命〔六四〕 今日取計大意〔六四〕 處分風聞による〔六五〕 水戸不快の情激發〔六五〕 老公忍歩きの噂〔六六〕 風聞荒唐無稽〔六六〕 老公亡命の噂〔六七〕

一五 非常識の壓迫……………六八

水戸の抗議〔六八〕 取締向立入御免願〔六九〕 藩内動搖の恐れ〔七〇〕 横山信熙内報〔七〇〕 齊昭幽檻の噂〔七一〕 原田成徳狀〔七一〕 必要以上の壓迫〔七二〕 註 水戸藩邸の騒ぎ〔水戸藩史料所引小瀬光清談話〕……………七三



第三章 京都に於ける志士論客……………七四

一六 孝明天皇と京都の形勢……………七四

幕府の豫定〔七四〕 大事件突發〔七四〕 朝權恢復論勃興〔七五〕 主上御老練〔七六〕 主上御決心〔七七〕 御製〔七八〕

一七 京都に於ける青蓮院宮の位地……………七八

主上御信任の者〔七八〕 至尊至高顧問〔七九〕 宮の御氣慨〔七九〕 自然の趨勢〔八〇〕 宮排斥の理由〔八一〕 宮の風非〔八一〕 朝權擁護最硬派〔八二〕

一八 浪人者の繁昌時代……………八二

浪人儒者の安全隱家〔八二〕 浪人取締〔八三〕 公家の覺醒〔八三〕 遊歴者來往の嚮〔八四〕 儒者浪人の生活〔八四〕 惡謀四天王〔八四〕 儒者浪人の働き〔八五〕 假裝浪人〔八六〕

一九 梁川星巖(一)……………八六

浪人儒者の魁〔八六〕 星巖の時代〔八七〕 漂泊の生活〔八七〕 星巖の天下來往〔八八〕 星巖門下〔八八〕 星巖の京都在住〔八九〕 星巖の理想〔八九〕 非單純詩人〔九〇〕

二〇 梁川星巖(二)……………九〇

星巖の慷慨〔九〇〕 浪人間屋の主人公〔九一〕 星巖の手雲上に達す〔九二〕 星巖と小楠〔九三〕 星巖身邊多事〔九四〕

二一 梅田雲濱(一)……………九五

雲濱の若年時代〔九五〕 雲濱の學統〔九五〕 梁川頼等と交遊〔九五〕 露籠擊攘を計る〔九六〕 長藩士と交る〔九六〕 雲濱の人物〔九七〕 横井小楠の雲濱評〔九八〕 吉田松陰の雲濱評〔九八〕

二二 梅田雲濱(二)……………九九

青蓮院宮に接近〔九九〕 雲濱意見の力〔九九〕 青蓮院宮の下問奉答〔一〇〇〕 朝廷單本位〔一〇一〕 青蓮院宮に及ぼせる力〔一〇二〕 積極的尊攘論〔一〇三〕



第四章 勅詔降下運動……………一〇四

二三 九重と草莽……………一〇四

事件突發(一〇四) 志士と朝廷との接近(一〇四) 天皇民情に通達(一〇五) 兩極端の接近(一〇五) 宮中の御成見(一〇六) 水戸齊昭手入の効果如何(一〇七) 主上御成見翼賛者(一〇七) 止むを得ぬ賜勅(一〇七)

註 在京都書生の力(徳川慶喜公傳)……………一〇八

二四 日下部、勝野の上京……………一〇九

日下部伊三次(一〇九) 勝野豊作(一〇九) 伊三次上京(一〇九) 安島上京(一〇) 安島の役目(一一一) 勝野安島の關係(一一二)

二五 賜勅の運動……………一一三

伊三次の意氣込(一一三) 兩人著京(一一三) 島津舉兵出京の報(一一三) 島津齊彬死去(一一四) 水戸の力を藉らんとす(一一四) 水戸を買被る(一一五) 日下部勝野の運動(一一五) 賜勅降下の運動(一一六) 志士の意氣込(一一六)

註 日下部伊三次等の運動(安政紀事)……………一一七

第五章 再び御讓位の思召……………一一九

二六 時局に對する御宸翰……………一一九

間部上京せんとす(一一九) 天皇宸憂(一一九) 宸翰を賜はる(一一九) 右要領(一一〇) 京都退去の不可(一一二) 天皇御決心(一一二) 間部に對する策(一一二) 承久故事の御配慮(一一二) 主上心境の不安(一一三)

二七 鷹司太閤と九條關白……………一二三

鷹司九條の競争(一二三) 太閤主上諫諍が(一二四) 鷹司の開國意見(一二五) 主上御不興(一二五) 彦根遷幸風説出所(一二六) 承久例關東方にも風説(一二六) 政通内心(一二六) 政通内覽罷免(一二七)

二八 九條、井伊派の觀察……………一二七

政通の尙忠排斥策(一二七) 彦根謀叛の申立(一二九) 主上の信賴者(一二九) 政通内覽罷免の理由(一三〇)



二九 御讓位に關し近衛忠熙に賜はり

たる宸翰(一) ..... 一三二

大老召喚の結果(一三二) 七月廿二日御宸翰(一三二) 久我中山等の諒解を求む  
〔一三三〕 容易ならぬ御念慮(一三四) 國事御熱心の餘り(一三五) 讓位先例  
〔一三五〕

三〇 御讓位に關し近衛忠熙に賜はり

たる宸翰(二) ..... 一三六

尙忠恐縮(一三六) 關白の舉動を心配(一三七) 忠熙の上書(一三七) 忠熙上書  
の結果(一三八) 主上御決心(一三八) 太閤攝政關東に密通の疑(一三九)

三一 至尊宸憂の最近因 ..... 一四〇

再讓位思召の因由(一四〇) 露西亞條約上奏(一四一) 英佛條約上奏(一四二)  
矢繼早の奏上(一四三) 幕府の奏上理由(一四三)

註 天皇御憂慮〔徳川慶喜公傳〕 ..... 一四四

三二 御讓位の御沙汰書に付ての評定 ..... 一四五

殊更御宸憂の理由(一四五) 主上御決心の宸翰(一四六) 重ねて御讓位宸翰(一  
四七) 宸翰緩和の議(一四八) 至尊朝臣との打合(一四八) 八月五日御宸翰(一  
四九)

三三 御讓位の御沙汰書 ..... 一四九

御讓位御趣意書本文(一五〇) 神國之瑕瑾(一五〇) 扇奏同様(一五〇) 總て扇  
奏申越(一五一) 拾置き難し(一五一) 柔弱薄忠人(一五二) 關東の横道(一五  
二) 所存一事も相立ず(一五二) 主上九條井伊の關係を察知(一五三)

第六章 勅諭水戸に下る ..... 一五四

三四 勅諭水戸へ下降の経緯(一) ..... 一五四

朝臣肝膽寒し(一五四) 勅諭降下徴候(一五五) 其運動者(一五五) 伊三次三



條に「謁」(一五六) 急轉直下(一五六) 池内大學申口(一五七)

三五 勅諭水戸へ下降の経緯(二)……………一五八

水戸買被らる(一五八) 志士水戸を本尊とす(一五九) 時局急轉(一六〇) 三條東下の議一變(一六〇) 主上思召如何(一六一)

註 勅諭降下の目的〔井野邊茂雄著幕末史概説〕……………一六二

三六 賜勅と九條關白……………一六三

九條關白の苦境(一六三) 朝參見合(一六四) 其理由(一六四) 近衛三條等の仕合せ(一六五) 別段御趣意書相渡の儀(一六五) 關東抗議の憂ひ(一六六)

三七 賜勅の廟議……………一六八

宮中會議(一六八) 讓國御絶念(一六八) 上下の合體(一六九) 賜勅決定(一七〇) 聖裁にて一決(一七〇) 評定結果を關白に報告(一七〇) 朝臣進退伺ひ(一七一)

註 左大臣等進退伺(九條家記)……………一七二

三八 勅諭降下に關する異議及び釋明(一)……………一七三

岩倉の勅諭降下反對(一七三) 九條關白等との相違(一七四) 三條の辯明(一七四) 勅諭自然(一七五) 三家直達之子細(一七五) 隱居まで通達の要(一七六)

三九 勅諭降下に關する異議及び釋明(二)……………一七七

列藩通達之事(一七七) 亂階豫防の趣旨(一七八) 先例拘泥の非(一七八) 間部内狀を駁す(一七九) 念には念を入れ(一八〇)

四〇 勅諭の全文及び別紙……………一八一

勅諭本文(一八一) 右要領(一八二) 公武隔心なきを要す(一八三) 幕閣迷惑(一八三) 勅諭別紙(一八四) 水戸聲望依頼(一八四)

註 勅諭降下の影響〔幕末政治家〕……………一八五

第七章 勅諭の傳達……………一八六



四一 勅諭の散布……………一八六

列藩傳達(一八六) 毛利氏宛鷹司氏狀(一八六) 宸襟御惱の理由(一八七) 細川池田等へ傳達(一八八) 武傳間部宛狀(一八八) 萬里小路氏口達覺(一八九) 降下意義最も明白(一九〇)

四二 勅諭に關する梅田雲濱の書翰……………一九一

勅諭降下影響(一九一) 主上列卿御召(一九一) 廟議一決(一九一) 勅命宣旨使者出發(一九二) 語るに落つ(一九三) 梅田の前知(一九三) 尾張藩大覺悟の噫(一九四) 酒井氏危し(一九四)

四三 鵜飼幸吉勅諭を奉じて東下す……………一九五

勅諭下附(一九五) 幸吉出發(一九六) 偶然危險を脱す(一九六) 幸吉出發當時の狀況(一九七) 日下部發京(一九八) 阿野公誠秘密會談(一九八) 幸吉江戸著(一九九)

四四 勅諭降下と西郷隆盛……………一九九

水戸の迷惑(一九九) 西郷の水戸家視察(二〇〇) 西郷の使命(二〇〇) 西郷内勅携帶東下(二〇一) 安島内勅を受けず(二〇一) 西郷慨嘆(二〇二) 西郷水戸の無力を知る(二〇二) 西郷所思組語(二〇三)

四五 勅諭傳達及び鵜飼幸吉の覺書(一)……………二〇四

幸吉江戸著(二〇四) 水戸慶篤勅諭拜受(二〇四) 慶篤請書(二〇四) 幸吉覺書(二〇五) 近衛忠照口達(二〇五) 勅諭被仰出次第(二〇六) 近衛氏御仰せ(二〇六) 繪旨同様(二〇七) 三條公口達(二〇八)

四六 勅諭傳達及び鵜飼幸吉の覺書(二)……………二〇九

主上御憤激の次第(二〇九) 三家大老上京御斷(二一〇) 悉御憤懣(二一一) 勅諭の事決著(二一一) 九條氏御申上(二一二) 勅諭拜讀(二一二) 慶篤の處置(二一三)



註 村田氏壽橋本左内宛状の一節〔橋本左内全集〕……………二二三

第八章 勅諭に對する水戸藩の態度……………二二五

四七 勅諭に關する水幕の交渉……………二二五

勅諭幕府著の遅延〔二一五〕 水戸邸の驚愕〔二一五〕 太田閣老招致〔二一六〕 慶篤  
勅諭を閣老に示す〔二一六〕 閣老井伊に報告〔二一七〕 登城評議を乞ふ〔二一九〕

四八 勅諭と朝幕……………二一九

寝耳に水の勅諭〔二一九〕 閣老評定〔二二〇〕 京都への請書〔二二〇〕 請書別紙  
〔二二二〕 酒井間部上京通々〔二二三〕 酒井の思惑〔二二四〕

四九 勅諭の傳達と水戸……………二二五

水戸黨争〔二二五〕 齊昭反對黨の擡頭〔二二五〕 各派の對勅諭意見相違〔二二六〕  
勅諭各藩傳達沮止さる〔二二六〕 閣老書簡〔二二七〕 井伊大老の働きかけ〔二二

八〕 父子離間の策〔二二八〕

五〇 在水府者の意見十三箇條 (一)……………二二九

正義派主張〔二二九〕 教授青山以下評議〔二三〇〕 所謂十三箇條〔二三一〕 人数  
江戸召致〔二三一〕 勅諭諸侯傳達の事〔二三二〕 慶篤登城指控〔二三三〕

五一 在水府者の意見十三箇條 (二)……………二三三

勅諭御家門傳達の事〔二三三〕 御名代上京の事〔二三四〕 齊昭移居の事〔二三四〕  
井伊登城禁止の事〔二三五〕 日光神廟報告の事〔二三五〕 幕府諸役人無罪の事〔二  
三六〕 久世引立〔二三六〕 水藩士氣井伊を呑む〔二三七〕 教授頭取了簡振〔二三  
七〕

五二 水戸の内輪……………二三九

正義黨中の軟論者〔二三九〕 尾越兩藩の態度〔二三九〕 會澤安意見〔二四〇〕 藩  
論不合致〔二四一〕 閣老挨拶〔二四一〕 慶篤東手成すなし〔二四二〕 太田間部慶



篤訪問(二四二) 太田の慶篤壓迫(二四三) 水戸黨禍(二四三) 註 勅諭に對する越前藩の態度(昨夢紀事)……………二四四

第九章 長野義言の活動……………二四六

五三 京都に於ける長野對諸有志……………二四六

井伊側の策(二四六) 長野の活動(二四六) 長野排除投書(二四六) 長野罪惡(二四七) 長野の邪惡(二四八) 長野惡評(二四九) 殺害の恐れ(二四九)

五四 長野義言の京狀報告(一)……………二五〇

長野間部に上京を促す(二五一) 長野の見たる京狀(二五一) 關白無副署の辨(二五二) 勅諭に對する自家責任辨解(二五三) 惡謀者手段の勅諭(二五三) 主上長野の運動に當惑(二五四)

五五 長野義言の京狀報告(二)……………二五五

長野の朝廷内情報告(二五五) 九條排斥運動(二五六) 主上の兩派牽制策(二五六) 主上勝手の調印を憤慨(二五七) 間部上京急速を要す(二五八) 長野の手筈(二五九) 京地の治安(二五九)

第十章 江戸幕府の強硬政策……………二六一

五六 江戸の對策(一)……………二六一

井伊間部の上京を促す(二六一) 間部出京を促す狀(二六一) 再催促(二六三) 京地緊張(二六三) 九條を邪魔にす(二六四) 勅諭出處(二六五) 齊昭の冤(二六五)

五七 江戸の對策(二)……………二六六

長野策動認可(二六六) 井伊派非常手段(二六六) 違勅を恐る(二六七) 關東思慮京都に通ず(二六七) 陰謀派分力(二六八) 關白孤立(二六八) 井伊の功績(二六八) 投書取上げ惑亂(二六九) 投書御覽なし(二七〇) 關東政策(二七〇)



五八 幕府朝廷及び水戸……………二七一

幕府の畫策〔二七一〕 案文發送〔二七一〕 間部上奏本文〔二七二〕 勅諭不傳達決定〔二七三〕 幕府の傳達斷り狀〔二七四〕 幕閣再び傳達沮止〔二七四〕 慶篤を壓迫す〔二七五〕

五九 幕府の干涉、水戸人士の激昂……………二七六

幕閣の猜定〔二七六〕 正義派壓迫〔二七六〕 恭順派探登〔二七七〕 水戸家取締停止〔二七七〕 慶篤の藩内人心鎮撫〔二七八〕 内諭本文〔二七九〕 水戸藩士激昂〔二八〇〕 藩士競うて出府〔二八〇〕

六〇 對京都の政策……………二八一

井伊の間部訓示〔二八一〕 宇津木京狀を間部に告ぐ〔二八二〕 宇津木間部宛狀〔二八二〕 井伊家の間部觀〔二八三〕 井伊派根本動機〔二八四〕  
註 井伊の水戸壓迫の心事〔幕末政治家〕……………二八五

六一 江戸側の意氣込……………二八六

隠謀方逮捕意見〔二八六〕 手筈迅速を尊ぶ〔二八七〕 所司代腰折れざるを要す〔二八七〕 萬事間部上京を待つ〔二八八〕 長野太閤の計を發かんとす〔二八八〕 梅田捕縛の計〔二八九〕 梅田捕縛の必要〔二九〇〕

第十一章 九條關白の辭職問題……………二九一

六二 九條關白に關する糾彈……………二九一

朝廷の大變〔二九一〕 關白の處置不審〔二九一〕 關白の江戸返書披露停止〔二九三〕 また隠匿〔二九三〕 不審數々〔二九三〕 關白進退の別理由〔二九四〕  
註 梅田雲濱青蓮院宮に上り九條關白を排斥するの狀〔梅田雲濱遺稿並傳所載並河誠三郎氏所藏〕……………二九五

六三 九條關白の辭職に關する宸翰……………二九六



宸翰本文(二九六) 主上不得心(二九七) 辭職を強ゆ(二九七) 主上の各朝臣御沙汰(二九八) 朝臣御答申(二九八) 二條氏九條家に至る(二九九)

六四 九條關白及兩傳奏の進退……………三〇〇

九條關白受書(三〇〇) 直ちに勸告を承知せず(三〇一) 兎に角辭表捧呈(三〇二) 兩傳退引の事(三〇三) 兩傳勸告理由(三〇三) 兩傳進退何(三〇三)

第十二章 江戸側の九條關白抑留運動……………三〇五

六五 九條關白の辭表と江戸の態度……………三〇五

九條關白辭職(三〇五) 近衛忠熙内覽宣下(三〇五) 關白退職手續(三〇六) 所司代の兩傳へ申入(三〇六) 京都意氣込切迫(三〇七) 幕府の九條氏支持(三〇八)

六六 酒井忠義より間部詮勝への書狀(一)……………三〇九

酒井忠義の警告(三〇九) 關白問題評議無用(三一〇) 關白辭表の眞意(三一〇)

關白辭職原因(三一〇) 建議面々の得意(三一〇) 右書狀間部接手(三一〇)

六七 酒井忠義より間部詮勝への書狀(二)……………三一三

別紙(三一四) 九條辭職表面の理由(三一四) 酒井の周章(三一五) 酒井心機一轉(三一六) 水陸家來の差立(三一七)

六八 間部詮勝より太田、内藤兩閣老への書狀……………三一八

間部意見(三一八) 九條辭職理由質問(三一八) 幕閣當套(三一九) 京都退治第一(三二〇) 間部覺悟(三二一) 朝紳正義派の運(三二一)

六九 九條關白辭職に關して井伊の間部に與へたる訓令……………三二三

江戸幕府の驚愕(三二三) 井伊側の衝動(三二三) 井伊の觀察(三二三) 先代意



志循行を要す〔三二四〕 間部使命〔三二五〕 江戸側の過激〔三二五〕 井伊の氣分〔三二六〕

七〇 九條關白辭職一件に付て宇津木より長野への書狀……………三二六

井伊關白辭職を惜む〔三二七〕 奸黨票計〔三二七〕 關白辭職引留の例〔三二八〕 奸賊手先召捕の事〔三二九〕 九條勤續第一要件〔三二九〕 別勅處置の事〔三三〇〕 君側の奸排除の事〔三三〇〕

七一 間部の意見書に對する幕閣の返答……………三三一

輕々辭職の不可〔三三二〕 先代様意志〔三三二〕 主上御解け希望〔三三三〕 江戸側無策〔三三四〕 水戸天狗黨〔三三四〕 上京水藩士召捕の事〔三三四〕 幕閣水戸觀〔三三五〕

七二 間部及び酒井への訓令……………三三六

奸人手先召捕の事〔三三六〕 關白辭職問題返答延引の事〔三三七〕 委細間部上京の上〔三三八〕 返事延引に就ての配慮〔三三八〕 井伊の根本政策〔三三九〕

### 第十三章 井伊間部の反對派打撃策……………三四一

七三 水戸風聞書の提出……………三四一

水戸派攻撃材料〔三四一〕 堂上風聞に迷ふ〔三四一〕 關東の朝廷尊崇〔三四二〕 水戸言行不一致〔三四三〕 水戸派弱點〔三四三〕 押掛登城の因〔三四三〕 齊昭買被られ〔三四四〕 幕閣一手段〔三四五〕

七四 井伊と間部〔一〕……………三四五

井伊の關白更迭反對〔三四五〕 更迭反對明言〔三四六〕 幕閣覺悟〔三四七〕 替職の期に非ず〔三四七〕 間部に與ふる狀〔三四八〕 間部眼中京都なし〔三四九〕 間部意氣込〔三四九〕

七五 井伊と間部〔二〕……………三五〇



上様第一(三五〇) 齊昭刺殺の一案(三五二) 齊昭檻禁の案(三五二) 慶篤監視の案(三五二) 櫻仙院訊問案(三五二) 幕閣の見當違ひ(三五二) 敵討の根本(三五三) 出来ぬ相談(三五四)

七六 井伊と間部(三).....三五四

京都處分案(三五四) 間部不心得(三五五) 帝體御安全(三五五) 岩瀬貶職の事(三五六) 間部勇氣(三五六) 間部問者(三五七)

第十四章 長野の志士捕縛策.....三五九

七七 志士逮捕の手始.....三五九

魔手諸有志に迫る(三五九) 其張本人(三五九) 長野の暗中飛躍(三五九) 長野の働きぶり(三六〇) 梅田捕縛の勸説(三六一) 山本貞一郎(三六一) 山本の人物と其運動(三六二) 山本の策(三六三) 山本病死(三六三)

七八 長野と梅田(一).....三六四

酒井第一著の仕事(三六四) 梅田の舊主辭職勸告(三六五) 梅田召捕差控案(三六五) 長野の梅田召捕勸説(三六六) 長野の論法(三六七) 所司代責任論(三六七) 長野の意氣込(三六八)

七九 長野と梅田(二).....三六九

町奉行無見當を罵る(三六九) 井伊にて召捕も可(三六九) 梅田捕縛の噂(三七〇) 梁川星巖書類箱の事(三七〇) 酒井臆病を罵る(三七〇) 長野贈賄の辯明(三七一) 悪謀者手先召捕急要(三七二) 志士一網羅拘勸告(三七二)

八〇 長野と梅田(三).....三七三

遂に梅田捕縛段取に至る(三七三) 梅田捕縛評決(三七四) 手段進行(三七四) 梅田就縛(三七五) 梅田就縛の日時(三七五) 梅田引渡(三七六) 長野一人舞臺(三七六) 長野の明と勇(三七七)

八一 有志者逮捕に關する長野の意見.....三七七



鶴岡父子捕縛の事〔三七七〕 小松金田等捕縛の事〔三七八〕 青蓮院宮に及ぼんとす〔三七九〕 近衛氏内覽の恐れ〔三八〇〕 星巖遠行〔三八一〕 鳥田裏書〔三八一〕

第十五章 梁川星巖と其の最後……………三八三

八二 有志者の經綸如何……………三八三

勸説の意味〔三八三〕 有志者の目的〔三八三〕 有志の水戸買被り〔三八四〕 井伊打倒の氣分〔三八四〕 井伊襲撃の計〔三八五〕 江戸よりの刺撃〔三八六〕 有志無中心〔三八六〕 幕府中心人物〔三八七〕

八三 京都に於ける梁川星巖(一)……………三八七

各藩屏息〔三八七〕 朝廷の御力〔三八八〕 幕府の禍根根絶策〔三八八〕 有志の中心人物〔三八八〕 中心中の中心〔三八九〕 星巖入京〔三八九〕 星巖入京の目的〔三九〇〕 志士の星巖訪問〔三九〇〕 年と共に意氣加はる〔三九一〕

八四 京都に於ける梁川星巖(二)……………三九一

星巖の現状不満〔三九一〕 星巖の二重人格〔三九二〕 星巖の有志操縦術〔三九二〕 星巖の憂國〔三九三〕 神奈川條約反對〔三九三〕 春日讃岐守申口〔三九四〕 星巖議論追々切迫〔三九五〕

八五 京都に於ける梁川星巖(三)……………三九六

星巖對外意見〔三九六〕 星巖の堀田所説反對運動〔三九六〕 三家大老招致入説〔三九七〕 星巖の一橋擁立論〔三九八〕 關東の贈賄對策〔三九八〕 星巖問部に勸説せんとす〔三九九〕 星巖の久我接近策〔三九九〕

註 星巖問部に會見せんとす〔陽明學第三號所引柴のけふり〕……………四〇〇

八六 京都に於ける梁川星巖(四)……………四〇一

星巖の王政復古説〔四〇一〕 賜勅一件に参加〔四〇二〕 久我建通面謁〔四〇二〕 星巖交友〔四〇三〕 志士の中心〔四〇三〕 星巖注目さる〔四〇四〕



八七 罪言二十五首(一)……………四〇五

悪謀の間屋(四〇五) 星巖の企て(四〇六) 二十五篇緒言(四〇六) 紀事二十五首(四〇七) 八面皆敵(四〇八) 聖慮焦勞(四〇九) 人材拔擢の見(四〇九)

八八 罪言二十五首(二)……………四一〇

太平陶酔罵倒(四一〇) 幕府無氣力(四一〇) 賄賂公行(四一一) 三都開港の不可(四一一) 執政の怯病(四一二) 祖先に恥ぢよ(四一三) 通商禍胎(四一三)

八九 梁川星巖の死……………四一四

星巖癩病(四一五) 星巖の最後(四一六) 星巖醫を斥く(四一七) 死上手(四一七) 井伊派の殘念がり(四一七)

九〇 梅田の就縛……………四一九

梅田就縛の日時(四一九) 福原與三兵衛覺書(四一九) 内藤氏の梅田捕縛(四二〇)

○ 内藤の人物(四二〇) 捕縛の状況(四二二) 梅田の窮迫(四二二) 志士の衝動(四二二)

### 第十六章 鵜飼父子の捕縛……………四二四

九一 禍機は何れより發したる……………四二四

志士逮捕の動機(四二四) 目指す邪魔物(四二四) 井伊派豫定の計畫(四二五) 井伊水戸何れか原因(四二六) 水戸齊昭の性癖(四二六) 井伊の反動政治(四二七) 志士の對策(四二七)

九二 長野義言と鵜飼父子……………四二八

長野小林を狙ふ(四二八) 長野鵜飼父子を狙ふ(四二九) 鵜飼召捕の計(四三〇) 星巖大箱(四三一) 鵜飼捕縛の必須(四三一)

九三 間部と長野……………四三二



長野間部に意見具申〔四三二〕 鵜飼捕縛の献策〔四三三〕 間部の決意〔四三四〕  
小林金田召縛の案〔四三四〕 計畫實現せんとす〔四三五〕 梅田捕縛の影響〔四三  
五〕 此後の安定策〔四三六〕

第十七章 有馬新七等の運動……………四三七

九四 鵜飼父子逮捕と其の書翰の押收……………四三七

鵜飼就縛〔四三七〕 幸吉逮捕状況〔四三八〕 鵜飼書狀押收〔四三八〕 激計看破の  
喜び〔四三九〕 機宜に適す〔四四〇〕

九五 有馬新七の上京……………四四一

有志側運動〔四四一〕 義兵召募の計〔四四一〕 有馬の志〔四四一〕 有馬著京〔四  
四二〕 月照と會見〔四四三〕 上下氣息相通〔四四四〕

註 有馬新七叔父坂木六郎に贈るの狀〔有馬新七遺稿〕……………四四四

九六 義兵招集の計畫……………四四六

朝廷に於ける活動者〔四四六〕 栗田宮の英邁〔四四六〕 在京薩人の目論見〔四四  
七〕 勅諭再降下難〔四四八〕

九七 月照、西郷及び有馬……………四四九

月照の義兵招集周旋〔四四九〕 西郷の近衛家訪問〔四五〇〕 月照難を避けんとす  
〔四五〇〕 右要領〔四五二〕 西郷月照を奈良に送る〔四五二〕

九八 江戸に於ける有志の計畫……………四五三

有志立後れ〔四五三〕 有馬江戸歸著〔四五三〕 其後の運動〔四五四〕 水戸除外の  
因〔四五四〕 日下部就縛〔四五四〕 魔手江戸に伸ぶ〔四五五〕 井伊謀殺の計〔四  
五五〕 京都警衛の任〔四五六〕

註 井伊謀殺の計〔有馬新七日記〕……………四五六

九九 計企畫餅に歸す……………四五八

慶永上京の計〔四五八〕 右の眞疑如何〔四五八〕 有馬の奔走〔四五九〕 三岡櫻と



會見(四六〇) 有馬上京(四六〇)

第十八章 水戸藩有志の議論と運動……………四六二

一〇〇 鵜飼父子の運動……………四六二

東西事情疎隔(四六二) 鵜飼月照宛狀(四六二) 勅書各藩傳達使者發足(四六三) 近衛氏落膽(四六三) 小林との策應(四六四) 風前の燈(四六四) 書狀井伊派に奪はる(四六五)

一〇一 鵜飼父子の日下部に與へたる書翰……………四六六

鵜飼書狀本文(四六六) 三條軟弱(四六七) 近衛三條の相違(四六七) 月照の位置(四六八) 小林の立場(四六九) 井伊氏切込の計(四六九) 間部參内押留案(四七〇)

一〇二 西郷隆盛の日下部、堀に與ふる書翰……………四七一

西郷の覺悟(四七一) 西郷等江戸に囑望(四七二) 近衛家の苦痛(四七二) 事悉く齟齬(四七三) 薩兵大阪留置(四七三) 西郷眼中幕閣なし(四七四)

一〇三 勅詔下降以後水戸の立場……………四七五

水戸の硬軟兩派(四七五) 水藩の朝廷依頼策(四七六) 水戸藩士の計畫(四七七) 伊三次丹羽宛狀(四七八) 互に依頼を欲す(四七八) 註 水戸藩黨争激烈(昨夢記事)……………四七九

一〇四 鮎澤國維、意見書を丹羽正庸に送る……………四八〇

鮎澤意見書本文(四八〇) 違勅嚴詰の事(四八〇) 元老拒勅(四八二) 水戸の不行届(四八二) 大老青閣の替私(四八二) 水藩士押出(四八三)

一〇五 時局に關する安島信立の意見書(一)……………四八四

意見書密傳達(四八四) 幕吏違勅の證歴々(四八五) 太田柔弱(四八五) 水藩士眼目(四八六) 押返しの結果(四八八) 水戸有志已惚れ(四八八)



一〇六 時局に關する安島信立の意見書(二)……………四八九  
 井伊等の責任(四八九) 天下公論(四八九) 井伊等罪狀(四九〇) 敵狀偵察を誤  
 る(四九一) 井伊召喚の不可能(四九二)

一〇七 時局に關する安島信立の意見書(三)……………四九二  
 井伊申わけ(四九二) 井伊窮餘の窮計豫想(四九四) 無益の用意(四九四) 掛川  
 赤彦青同罪(四九五) 久世(四九五)

一〇八 時局に關する安島信立の意見書(四)……………四九六  
 井伊召寄詰責案(四九六) 強藩内命非常準備の要(四九七) 江戸下向勅使人選に  
 就き(四九八) 勅使仰渡の件(四九八) 關東措置案(四九九) 所詮實行難(五〇  
 一)

一〇九 時局に關する安島信立の意見書(五)……………五〇一

必ず命を奉承せしむる事(五〇一) 實行不能の策(五〇二) 條約破棄の不可能  
 (五〇三) 條約破棄の惡影響(五〇三) 水野派と京都志士との相違(五〇四) 水  
 戸派の憂慮(五〇五)

一一〇 時局に關する安島信立の意見書(六)……………五〇五

一君擁立論の不可能(五〇五) 板挟みの水藩有志(五〇六) 九條參内指留案(五  
 〇七) これ有志公論(五〇七) 遺算無きを要す(五〇八) 勅使評決急速の要(五  
 〇八) 見解間違(五〇九)

年表並人物概覽

其一 年表……………一一五  
 其二 人物概覽……………六一三〇

索引……………一一八

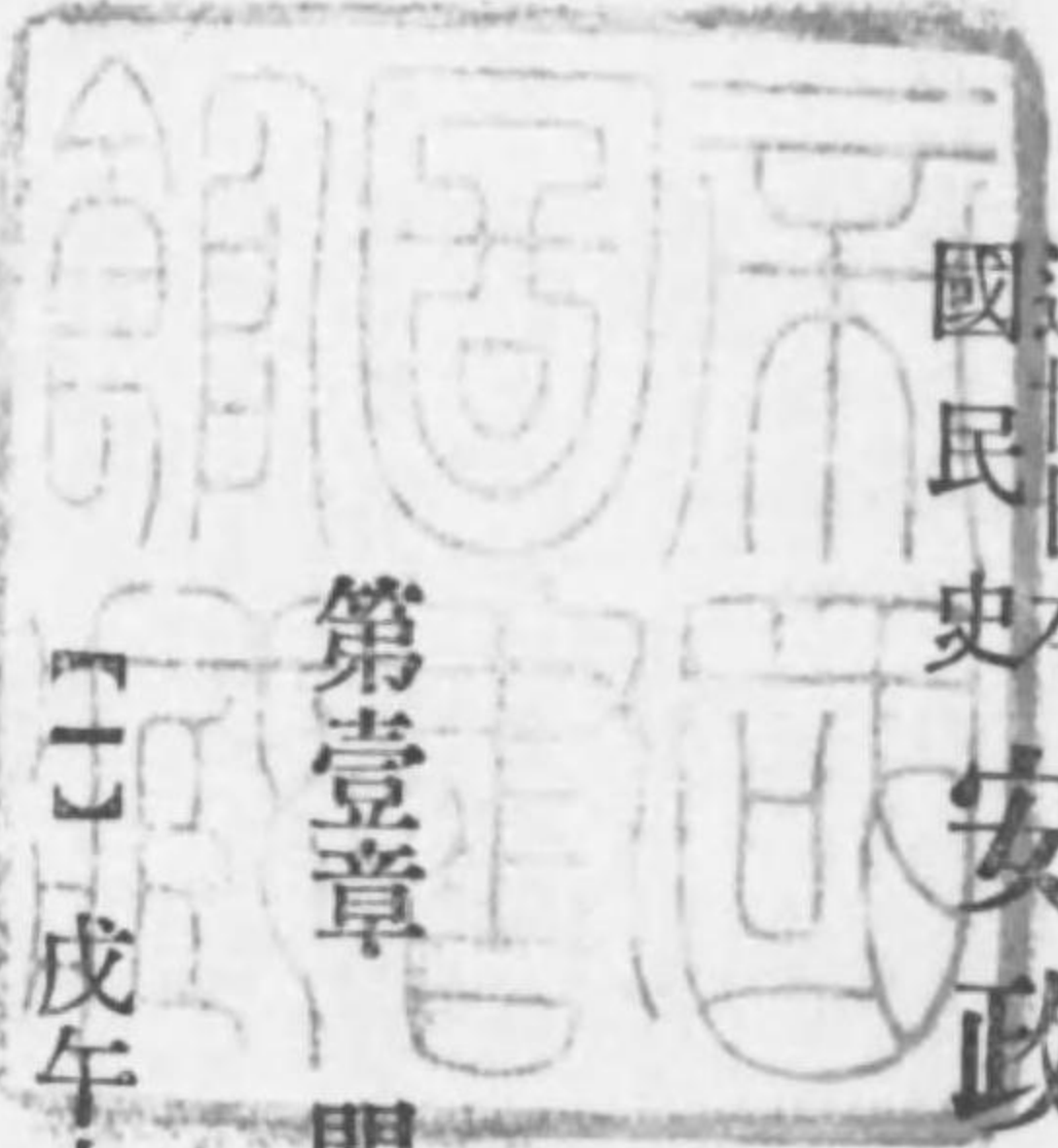


挿入繪圖

- 一 朝彦親王御肖像……………卷首
- 一 梁川星巖畫像〔一九〕梁川星巖〔一〕……………八六
- 一 梅田雲濱畫像〔二一〕梅田雲濱〔一〕……………九六

近世日本  
國民史  
安政大獄前篇

蘇峰學人



第壹章 間部酒井の上洛決定

〔一〕戊午大獄の責任者は誰ぞ

昭和五年八月十六日清曉、遙かに東方日出の邊、那須離宮に、即今行幸啓の兩陛下の聖壽萬歲を祈り奉りつゝ、那須客舎の一室に於て、「近世日本國民史」第四十冊、孝明天皇期第十一冊を稿し始む。

\* \* \* \* \*

第一章 一 戊午大獄の責任者は誰ぞ



安政大獄の責任

安政戊午の大獄は、孝明天皇の御時代に於ける、最も悲惨、痛楚なる出来事であつた。然も此れは天皇の直接知らし召す所ではなかつた。此れは勿論幕府末期の事件として見る可きもの、而して其の責任の全部と云はざるも、大過半は幕府にあり、而して幕府の責任の全部と云はざるも、其の大過半は井伊直弼にありと云ふが、尤も公平の裁断であらう。

水戸の尊攘論

或は更らに溯りて、井伊をして此に至らしめたるものは、水戸である。されば戊午の大獄は、水戸及び其の一派の自業自得にて、云はゞ身から出でたる錆にして、今更誰を咎め様もあるまいとの論もあらう。此れも一種の觀察である。されど水戸の尊攘論は、本來公武合體論に過ぎない。水戸は——少くとも水戸の尊皇論も、云はゞ幕府の運命を永からしめんと祈りたるに外ならない。水戸は決して中心より倒幕を希望したるものではない。水戸の尊攘論は、藤田幽谷、其の高弟會澤魯齋、幽谷の子藤田東湖二人によりて大成されたが、彼等

水戸に倒幕論なし

の論中、未だ曾て幾微の間にも、倒幕論なきのみならず、其の痕跡として認め可きものさへ見出されぬ。

反對派の幻影

水戸齊昭は、時々出来ない相談を持ち出して、屢ば幕府を惱ました。一例せば北海道を一手に引き受けたいとか、米國に赴くから、全國の破落戸を引率すると、其の費用として百萬兩を借用したしとか——併し此れは五月蠅き親類と云ふ可きものにして、決して本家を潰すとか、本家を乗り取るとかの心は無かつた。云はゞ反對派の所謂「水戸殿御謀反」と云ふは、全く反對派の幻影であつた。併し反對派をして、斯く無實の疑を生ぜしむるに就ては、齊昭亦た自ら招く所ありと云はゞ、云へないこともあるまい。本來齊昭の言動には、若し不謹慎

齊昭の行動

と云ふ能はずんば、少くとも不賢明と云ふ可きものがあつた。即ち時としては餘りに感情に馳せ過ぎた。時としては餘りに才氣に任せ過ぎ、時としては餘りに調子に乗り過ぎた。而して時としては餘りに小策を弄し過ぎた。併し大體に於て、彼は誠實なる尊皇家にして、同時に徳川宗家の爲めに、善かれとこそ祈



齊昭冷血  
漢ならず

りたれ、悪しかれと思ふたことは決して無かつた。  
 若し彼を善く用ふる人があつたならば、彼は必らず徳川幕府の爲めに、骨身を惜まず、努力盡瘁したであらう。現に阿部正弘時代に於ては、斯る時節もあつた。固より永くは續かなかつたけれども。されど阿部は中心五月蠅がりつゝ、尚ほ能く齊昭の驕心を繋ぐを得た。齊昭は他人の好意を無にする冷血漢ではなかつた。寧ろ徳には徳を以て報い、怨には怨を以て報いる漢であつた。彼が幕府と疎隔したるは、彼の不徳不知と云はゞ云へ、幕府當局者が、彼をして遂ひに此に到らしめたるものと斷せざるを得ない。  
 されど井伊直弼が、安政五年四月二十三日就任以來、幕府の旗幟は全く鮮明となつた。(第二)は水戸を中心とする、所謂陰謀派を一掃する事。(第二)京都を以て全然幕府の政策を奉せしむる事。(第三)此の爲めには、井伊自ら其の全責任に當る事。此れは井伊個人としては洵とに丈夫らしき措置であると云へないこともあるまい。

幕府の旗幟鮮明

井伊の責任

元來鮮明と云ふことは、善かれ、悪かれ、賢明であれ、頑冥であれ、爽快なる事である。泥んや常人自ら責任の衝に立つと云ふ心意氣は、誰しも買つてやりたくなる。天下井伊に同情する者少くないのも、亦た若干の理由がある。されど同時に其の責任だけは、史家として常人に受けて貰はねばならない。固よりそれは他人の割前迄も、井伊に負擔せしめんとするではない。唯だ常人の分擔す可き、所謂大過半の責任をば負擔す可きのみ。

### 【二】井伊派全盛

安政五年七月の形勢

安政五年戊午七月の形勢は、井伊派全盛にして、反對派は殆んど屏息の姿であつた。江戸に於ては、水戸一派は全く一網に羅し去られた。水戸父子は勿論、尾州、越前何れもそれ／＼將軍の名によりて罰せられ、其の臣下も、今は只だ



井伊の意  
の如くなる者

主家の安全と主人の安泰を祈るの他は無かつた。而して最後の恃みとしたる島津齊彬も、七月十六日逝いた。されば日本全國の大小名を擧げて、今更ら井伊の向ふに立たんとする者は、一人も半人も無かつた。而して死せる將軍の喪を秘したる井伊は、自己の意志が、即ち將軍の意志として、天下を支配するに、何等の差支もなく、面倒も是れなかつた。

井伊の考  
へ違ひ

但だ斯る井伊全盛時代に、彼の意の如くならざるは、京都のみであつた。京都を分析すれば、(第一)に主上、(第二)に公家、(第三)に草莽の有志、所謂浪人、儒者、僧侶等であつた。

井伊は恐らくは主上に就て、十分なる知識が無かつた。若し今ま平たく彼の心事を描かば、公家は浪人に左右せられ、而して恐れ多くも主上は公家に左右せられ給ふものと認め、其の禍根は悉く浪人にありとなし、先づ此の浪人狩をなさんと覺悟したものであらう。而して此の浪人狩は、一方には京都の禍根を絶ち、他方には反井伊派、即ち所謂陰謀團の巢を衝くこととなり、茲に一舉し

主上御  
自意見

て兩得を夢みたものであらう。然も彼は主上が決して斯る單なる被動的の御方ではなく、寧ろ公家に對しては、往々進んで御督勵、御鞭撻遊ばされたる程の英主に在したることに氣付なかつたらしい。

承久の例  
に就きて

固より主上は、青蓮院宮、近衛、三條等の意見を御諮詢遊ばされ、而して宮及び近衛、三條は亦た各方面の意見を採取したことは、疑を容れない。然も草莽の意見が、直ちに九重の御意であるとは、一概に云ふ可きものではない。主上には主上御自身の御意見があり、將た責任的御觀念があり、草莽の徒や、周邊の公家杯の容易に端倪し得るものではなかつた。草莽の徒さへ屏息せしむれば、朝廷は如何様にてもよろし杯とは、極めて恐れ入りたる考へであつた。同時に亦た見當違ひの觀察であつた。



京師の事は、間閣(間部詮勝)酒若(酒井若狭守忠義)へ、十分に關東の御威光を以て、  
壓付候様との大老の内意にて、愈事六ヶ敷なりたらば、承久の例もあれ  
ばなど申出されたるには、満座愕然として、言を出すものなかりしとぞ。(昨  
夢紀事)

此れは幕吏平山謙二郎が、岩瀬忠震の意を承けて、橋本左内を訪ひて語りたる  
一節だ。されば必らずしも無稽の言でもあるまいが、井伊自身は、或は語勢に  
乗じて、承久の事なども云ひ出したるかも知れない。されど彼は本來主上が、  
左程手強き意見の支持者で在すことに、未だ十分なる認識が足らなかつたもの  
であらうと思はる。

若し此の問題が、聊かたりとも其の痕跡に露はし、若しくは、露はさんとしたも  
のありとせば、寧ろ安政以後、萬延、文久の間であつたらう。即ち井伊時代よ  
りも、寧ろ安藤對馬守の時代であるまい乎。當時の日本は、内外多事であつた。  
米國との條約調印と共に、露、蘭、英、佛等、何れも押し掛け、云はゞ大入大

陰謀家退  
治時代

大獄輸郭  
製造人

繁昌であつた。「此事は別に記する所あるべし」。然も井伊は此等の事は、渾て其の屬僚  
に一任し、其身は専ら陰謀家退治に熱中した。其の先手は、新たに京都所司代  
に任せられたる酒井忠義にして、其の打手の大將は、彼によりて老中に薦補せ  
られたる間部詮勝であつた。而して間部の左右の羽翼となりたるは、京都町奉  
行小笠原長門守と、伏見奉行内藤豊後守とであつた。小笠原は六月五日、浦賀  
奉行より轉任し、内藤は七月十一日、城主格に進み、禁中取締に任じ、居を  
京都に移し、専ら志士の運動探索、檢舉の事に従うた。  
更らに井伊の爲めに戊午大獄の輸郭を製造したる張本人は、實に長野義言其人  
と云はねばならぬ。乃ち島田龍章の如きも、長野によりて左右せられ、長野の  
用を便じたる一人と云ふ可きであらう。

京都手入遮斷の手段

井伊家は累代京都守護の任に當れる家柄にて、亞國船渡來以來、漸く京都が政治に干渉せられたる



に及び、幕府は猶以一層守護の事を井伊に命じたりき。井伊掃部頭は原來有爲の人物なりければ、彼の尊王攘夷の源流は、初め之を水戸に發し、京都に至りて一大湖海となり、將に潰裂して日本全國に汎濫するの勢あるを熟察して、其事情を十分に探索せしめたり。井伊氏が腹心なりと知られたる長野主膳の如き、宇津木某の如きは、實に親しく京都の事情を探知して、井伊氏に報道したる輩にてありき。故に井伊氏は大老に任ぜらるゝの前に於て、疾も水戸が京都に如何なる手入を爲しつゝある乎を詳細に知得たるは疑を容るゝ迄もなかりければ（手入とは、徳川氏の制度に於て、武門が公卿に交通するを嚴禁するに拘らず、之を犯して密に公卿に聯絡を通ずるを指して云へる當時の用語なり）。井伊氏は大老に登るや否や、この手入の道を遮断するを以て、幕府を安ずるの第一策とは信じたるなり。其心に思らく、（一）朝廷の御事は畏し言ふ可からずとして、其他の親王攝家清華の公卿を見るに、内外の國情は云ふも更なり、敢て閉鎖に關して是と云ふべき程の見識を有するもの無し。其今日に讒々するは、曾根家の煽動に出るのみ。（二）曾根家の本意は水戸なり。而して水戸老公が此論を主唱して、諸方の有志者を煽動して、遂に京都に及ぼしたる其目的は他なし。老公自ら幕府の攝政となりて政を専らにし、其實子の一橋刑部卿を將軍家の養子に立んが爲の策略なるべし。（三）故に老公は先づ京都に手入をなして、幕府干渉の葛藤を興へ、次に一橋卿儲君と定まらば、是をして京都の葛藤を解かしむるの密謀なるべしと。斯の如く臆測したるが故に、幕府にして苟も英斷を以て、曾根論の本を治めば、京都は其末なり、容易に治まるべしと考定して、第一着には條約副印の事を勅令を待たずして之を實行したるなり。當時不時登城とて、水戸老公越前侯が江城に出で、其不可なるを論じたるも、井伊氏は大老の職権を以て、一言の下に異議の口を钳して之を退け、第

二着には閣老間部下總守を京都に派遣して、處理せしめたるなり。（幕府衰亡論）

### 【三】再勤の閣老間部詮勝（一）

間部の人物と仕事

間部詮勝は、閣老の一人ではあるが、寧ろ井伊の意を承けたる詭隨者であつて、云はゞ井伊の手先であつたに過ぎない。彼は必らずしも獨自一己の見識があり、信念があり、抱負があつた譯ではなかつた。然も彼が自ら買つて出で來つた役前は、彼をして歴史上、拂拭せられ易からざる役者たらしめた。彼は其の役前に相當する程の大なる悪形ではなかつた。同時に又大なる人物でも無かつた。然も彼の施したる仕事は、實に維新回天史の中に於て、最も暗黒なる、且つ幽鬱なる、而して又た甚だ慘澹たる、一齣の悲劇であつた。



好間部また  
人物

抑も彼は越前鯖江五萬石の城主にして、其の先代詮允の養子となり、文武の諸藝にも達し、下情にも能く通じてゐた。豫て封建時代の賢君明主に、養子が多かつた例は、彼に於ても同様であつた。阿部正弘、堀田正睦、井伊直弼の如きも、何れも庶子として、弟として、其家を繼ぎたるものだ。而して間部も亦た其の一人だ。されば彼が決して尋常一様の大名でなかつたことは、言を俟たない。

政間部の恵

彼は天保二年五月には、寺社奉行加役となり、天保七年には大阪城代となり、同九年四月には、京都所司代に任せられた。彼が所司代中には、京都市街に便所を設けしめ、街角には何町何通何へ入ると記せる木札を打たしめた。是等は事小なりと雖も、彼の恵政として、其の傳記に存してゐる。而して天保十年には、仙洞御所營繕方に就き、其力を竭したるを叡感あらせられ、御使用の御手爐を賜はつたと云ふ。(間部老)

再び老中  
に任ず

彼は鯛上りに上りて、天保十一年正月には老中加判の列を命せられた。而して同十四年九月免せられたが、此れは水野忠邦と意見を殊にしたが爲めなりと云ふ。されどそは恐らく、水野の天保政治に對して、左程役に立たなかつたからであつたらう。爾來十五年、彼は全く詩文書畫琴棋の文雅に耽り、傍ら佛經を謄寫、若しくは誦讀したりと云ふ。彼の梁川星巖が、彼と文雅の交を締したのも、此間の事なる可く。彼は斯る閑散の身にして、安政五年六月廿三日、再び老中加判の列に擢んでられ、勝手掛、外國掛を命せられた。抑も此れは何故であらう。問題は此事だ。

間部密議  
に参す

十二日(安政五年六月)間部下總守參勤、井伊約するに老中となるを以てす。間部之を太田道醇にはかる。二人同じく出でんとす。井伊京都に使すべき人を間部に問。間部酒井修理を薦む。間部これより密議に参す。(安政紀事)  
此れは餘りに單簡ではあるが、尤も要領を得たるに幾い。今ま井伊家の記録に就て見れば、

五月晦日



一 間部下總守様え御直書被<sub>レ</sub>進、御留守居呼出相渡す。

六月十一日

一 間部下總守様今日御參勤之御禮被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>候に付、御出、御退去御待被<sub>レ</sub>爲入、御逢有<sub>レ</sub>之。

六月十二日

井伊間部  
會見

一 間部下總守様え御自翰被<sub>レ</sub>進。六之丞(宇津木景福、井伊直弼公用人)御使相勤御逢可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之間、篤と御談じ申歸り候様、被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。但御側役を以、御自翰差出候處、程なく御逢有<sub>レ</sub>之、今日假條約約定相濟候處、天朝より被<sub>二</sub>仰進<sub>一</sub>候御次第は、御尤之御儀には候得共、今更違約も難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、此後被<sub>二</sub>喰込<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>申様御取締、致方も無<sub>レ</sub>之思召、夫に付天朝え之御使は、酒井若狹守被<sub>レ</sub>遣候ては、如何哉之旨、御内意申上候處、御尤之御義、今更條約取締候ては不<sub>レ</sub>宜に付、一旦假條約差免し置、追て本國へ此方より使者差越し、迷惑之筋は及<sub>二</sub>掛合<sub>一</sub>候方可<sub>レ</sub>然、御使は京地功

井伊間部  
の關係

者之事にも有<sub>レ</sub>之、若州にて可<sub>レ</sub>然旨、御返答有<sub>レ</sub>之。以上によりて見れば、井伊、間部の關係は、安政五年五月の末、間部の參府の後より開始せられた様だ。而して其の事の一半は條約問題で、他の一半は京都問題であつたことは、自ら此中に看取せらるる。井伊が京都に使ひす可き人物に付て、間部の意見を訊うたのは、間部彼自身が、京都功者の一人であつたからであらう。又た酒井が其の使者に撰擇せられたのは、外交問題が、未だ調印以前であつたからだ。當時までは井伊も、間部も、未だ六月十九日に、條約に調印せん抔とは、夢にも思ひ及ばなかつたからだ。

【四】再勤の閣老間部詮勝(二)

尙ほ井伊側の記録によれば、



酒井忠義  
遣使決定

六月十七日

一 酒井若狹守様御出御逢、但京都え御使之義、御内話。

とある。されば酒井忠義を京都へ派遣のことは、此の會見にて定つたものであらう。此れは六月十二日、間部と相談の結果(參照 三)たる可きは勿論のこと。而して六月廿二日には、十五年間雌伏したる間部詮勝は、再び要路の一人たる可く、愈よ井伊より其の直書を受取ることとなつた。

六月廿二日

間部老中  
就任

一 間部下總守様、松平和泉守え、御直書被進、夫々御留守居御勝手え呼出相渡す。

とある。而して翌廿三日には、太田道醇、松平乗全と與に、加判の列に任せられた。而して廿四日不時登城の際には、間部は率先して、老中の面々、水戸齊昭等に應接す可ければ、井伊大老は面會見合す可しと提議し、それでは臆病に見えるからとて、直弼強ひて面會したと云ひ、且つ其の會見の際にも、間部は太

間部上京  
また決定

田と與に井伊の助太刀をなし、特に間部は、齊昭等の松平慶永を大老に推薦す可しとの説に對し、三家を四家とす可からざる如く、大老も一人にて足ると云ひ、滑稽雜りにて、一坐を笑倒せしめたとあれば、彼が如何に井伊に向て、其の知己の恩に酬いんことを勧めたかと判知る。

且つ彼が自ら酒井の派遣せらるゝ以外に、使者として京都に赴くも、當日井伊直弼が、齊昭等に答へて

未だ御使は定り不申哉と御尋に付、此儀は間部下總守可被遣御内定にて、

明日(六月二十五日)被仰付候御舎と被仰候。(公用方秘録)

とあれば、當時既に決定したるものと思はるゝ。

大老は一人にて二人は不可と論じたる間部が、使者には酒井を推薦し、若しくは推薦を賛成しつゝ、更らに自己を其の以外の一人とすることを自薦し、若しくは推薦に同意したるは、何故であらう。此れは固より條約調印なる一事件が、六月十九日に出來したるが爲めと云はねばならぬ。調印以前ならば、酒井忠義

間部上京  
の理由



一人にて澤山であつたが、勅許を経ずして調印したるからには、事重大となり、更らに閣老の一人を、其の釋明の爲めに、特派することの必要を認められたからであらう。

久世間部を危む

尙ほ其の消息に就ては、六月廿七日、松平慶永が、閣老の一人久世廣周を訪問したる際に、

御使も下總守殿え被命たりと承り候。嘸御配慮候はんと仰せらる。大和殿(久世廣周)御使の事は、下總の望みたるにて、先年所司代中經歷の覺えもあればと、京師の事は掌握に入れたらん様に申居れり。外國の事情などは特に不案内にて候へば、京師の御疑惑を解釋せん事は、甚覺束なく候へども、自身には事もなげに自負し候。故、又仕損じ候はんかと危踏れ候なり。(昨夢紀事)

とある。此れは間部と同僚たる久世の語る所、恐らくは本音であらう。尙又た六月廿九日附伊達宗城より、松平慶永への書翰に、

伊達宗城の配慮

扱又平謙(平山謙二郎)より御傳承も候半、間部、酒若(酒井若狭守)兩人が至重之役儀被命候處、京師之儀者、掌握中に有之様輕忽浮淺之所存、實に驚入候儀、發足不致前、既に辱二君命一段者明著仕居候。無謀無智之淺慮にて、手もなく相濟候様申候事は、愛牛(井伊直弼)頗安心の光景と申事、扱々危きの極と存申候。……間部は以ニ玄朴(伊東玄朴)内意探り候處、以之外淺慮天狗にて、此儘にては、御使者不及申、海防、且第一外夷處置に至迄都て差支申候。一寸申候得者、英も魯も亞も、五倫も知らぬもの、犬同様也。犬が居間の庭上へ這入たりとて、不審る事もなく、懸念もなし。人が參問敷奥庭へ參候へば、誰にても追出し候か、捕可申候。今外夷は犬も同様也。コンシユルたりとて、取るに不足、恐るゝ事はなしと申候。由、事情に聞き事、不及論候。

間部輕卒

尙ほ六月廿九日、伊達宗城が、久世廣周と對話の次にも、下總守殿扱は、如何見込被居候哉と、御尋ありしに、此人は随分世才はあ



酒井太田  
また迂闊

れども、甚輕卒の事どもにて、海防の事杯は、是迄も一向に心懸無之事故、唯口に任せたる事のみを申出、交易の事杯も、只日本同志の賣買の様に存候て、事輕に心得たれば、此度京都へ参りて、如何申譯をするやらんと案じられ候故、夫迄に端々講究も可然と申候へども、夫も採り用ひずして、何事も覺束なき事のみにて、是と申見込の立へき體には無之と申さる故、若狭殿(酒井忠義)は如何と御尋之處、是も多分下總同様にて、當分の事は、誠に不通故、京都の事も甚掛念のよしを申さる。備後殿(太田)はと仰せければ、是も同様にて、古き事は覺え居候へども、方今の事情は甚迂闊、其上遅緩の性質に候へば、如レ此多難の時に取ては、時機に後れん事を恐る、由を申されける。(昨夢紀事)

此れも先づ適評と見るの外はあるまい。此の如き内閣、此の如き特使、而して京都と圓滿の交渉を來たさんことは、何人たりとも之を危まぬものはあるまい。

【五】 一線酒井、二線間部

酒井所司  
代理就任の  
理由

幕府は既に第一線に酒井忠義、第二線に間部詮勝を、京都へ差し上すこととした。而して酒井忠義が、本多美濃守忠民に代りて所司代となりたる理由は、本多が比較的公平にして、到底井伊の手先として働く程の役に立たぬことが、其の重なる一つであつたことは、六月廿九日附、在江戸長野義言より、在京都の島田龍章に與へたる書翰の一節が、能く之を語つてゐる。

本多排斥

一 本多濃州侯は、俄に溜格に相成、京都へ不被歸様相成申候。御同人事、先日貴君(島田龍章)より被仰越之通、○役者は至極善人云々等之事計被レ申、一向ふつ、か成事端候故にても可有之歟。無レ據若州(酒井忠義)諸司代に相成、七月十二三日頃發足之由に御座候。

此の○役者とは、蓋し當時主上の至高顧問とも申す可き青蓮院宮尊融親王のことであらう。長野、島田の徒は、殿下を眼の敵とし、如何にもして、殿下の隠



傲を發き、細瑾を摘扶せんと焦燥しつゝあつたが、所司代本多忠民は、更らに之を行はなかつたから、彼等は遂ひに忠民を構へて、酒井をして彼に代らしめたものであらう。

酒井また京都功者

酒井忠義も亦た京都所司代としては、二度の勤めだ。彼は天保十四年十一月から京都所司代として、嘉永三年七月まで、足掛け八年、正味六年九箇月の長期に亘りて京都に勤務したれば、所謂京都功者の一人であつたに相違あるまい。但だ當初は單に幕府の使者として上京のつもりが、やがて所司代として京都に在勤することとなつた乎、若しくは當初から所司代を兼ての使者の役目を帯びたの乎。そは何れにしても酒井一線、問部二線の陣立は、井伊内閣に取りては、間違ないことだ。

扱○役者取

御使問部下總殿は、少く後れ候て發駕可ニ相成、○役者云々之一義は、若州もよく御存之由に候へば、問部家上著の上、御取計に可ニ相成と奉存候。

尾水越處分問題

此の如く長野等は、酒井、問部等をして、其の第一撃を先づ目指す○役者——青蓮院宮——に向て加へんとしつゝある。彼等が如何なる脚色を京都に於て目論見つゝある乎、其の筋書の一端は、此れにて想像がつくではない乎。

扱又若州へも殿下(九條關白)に願込候様とは、篤と御添心(井伊から)には候へ共、問部殿と御内局の次第は(九條家と關係の事)、更に爲知申候ては無之、又御當方にて、右隱謀の方々被罰候上、御上京に候はゞ、治り安く候はんとの見込も御座候へ共、右にては却て人之口も有之、且是迄調印之一條等、實は關東御役人之所行不レ宜杯と申觸し、實地不レ得レ已御場合等、只今之處にては、善惡邪正表一通りにては、難ニ相分一次第に付、何も御使無レ滞相濟候上との事に御座候。何れ若州よりは、拙子(長野義言)早く上京候間、委細次第は、拜顔の上、可ニ申上候。

六月廿九日。

右處分急ぎの理由

此の書翰によれば六月末まで、尾水越處罰の沙汰は、問部上京、使命を了へて、



早間部上京  
豫定

前間部上京  
準備

歸府の後にす可き豫定であつたことが判知る。然るにそれが七月四日に評決し、五日に實行したる所以は、或者は將軍の死と京都から三家大老召喚の勅書到來の爲めと云へど、それは兎も角も、少くとも將軍の大病が、一層を進めて云へば將軍の危篤が、井伊等をして、其の豫定の計企を急變せしめたものであらう。酒井は固より陰謀家退治に付き、九條家へ請託の消息は與かり聴いたが、然も其の最奥の消息は、單り間部のみ専らにしたることが判知る。また將軍に關する事故の出來せざる以前でも、先づ陰謀家の巨魁等を所罰して、而して後間部を上京せしむ可しとの議が、江戸幕府の中にもあつたことが判知る。何れにしても井伊派は、決して無關心には京都に乗り込まなかつた。彼等は出來得る限りの偵察をなし、出來得る限りの準備をなし、而して後徐ろに間部をして其の趾を擧げしめ、一舉して、其の根本を衝かしめんと企てた。間部は淺慮の士であつたが、其の筋書の作者は決して淺慮ではなかつた。

【六】 酒井忠義より武傳への書狀

上酒井間部  
上京の報

酒井忠義は、所司代として、京都に赴任するに先ち、幕府は六月廿七日附にて、武家傳奏廣橋光成、萬里小路正房に當て、老中四人の連名にて、左の書を贈つた。

一筆致ニ啓達一候。本多美濃守事、昨廿六日御懇之以ニ上意、溜詰之格被ニ仰付一候。依レ之酒井若狭守所司代被ニ仰付一候。此由宜レ被レ達ニ敬聞一候。恐惶謹言。

六月廿七日

老中四人連署

兩傳宛

外國御取扱方之件に付、下總守儀、其地へ御使被ニ仰付、追々上京之筈に候間、可レ被レ得ニ其意一候。

第一章 六 酒井忠義より武傳への書狀



尤右之趣傳奏衆へ相達候様、於三當地一酒井若狹守へ相達候得共、大隅守（禁裏附武士大久保忠良）よりも、先無急度一兩卿へ申入置候様可被致候以上。

酒井書狀

此れが京都に到達したるは、七月十日であつた。同時に又紀州慶福を養君とする旨をも、六月廿五日奏聞した。云ふ迄もなく將軍家定は、既に七月六日（孝明天皇記には五日としてある）薨去してゐるが、其の發表は八月八日となつてゐる。而して酒井忠義も亦た六月廿七日附にて、左の一書を、廣橋光成に贈つてゐる。此れは所司代としての彼の立場を明白にする爲め、注意すべき文書だ。一翰呈上仕候。其後は御粗瀾に打過申候。先以大暑之節、愈御安榮奉賀候。將又私儀此度所司代再勤被仰付難有奉存候。右に付ては、此頃之御儀、何事も捨置早速上京仕、久々にて得貴顔可申と、大慶仕罷在候。彼は所謂る京都功者の一人にて、廣橋杯とも舊交あれば、斯く冒頭に陳述して

酒井家の勳王

ゐる。

扱今般之一條、叡慮之趣を始め、誠に不堪ニ感激、切齒罷在、兼々御承知も可被下哉、私家之儀は先祖忠勝、若州拜領致候以來、代々致教訓候て、別而皇朝を大切に相心得候儀之處、近來當路之者共、兎角御崇敬筋に心入薄く御座候哉にて、兼々如何敷存罷在候。此れは事實と云へば事實だ。酒井忠勝（空印）は、徳川初期の賢相であつた。彼の家には山崎闇齋の學統を傳へ、梅田雲濱なども、曾て其の家臣であつた。されば所謂る「御崇敬筋」には、愚ろかのある可き筈は無かつた。此度之一條、醜夷之取扱、甚以不其意、追々超過爲致、其上時々御地へも不申上、甚自儘之取計致候儀者、残念至極に存罷在候處、此度勅諭之趣、誠以御尤至極之御儀、難有奉存候。彼は斯く自ら身を京都側に措き、其の安心と驕心とを、同時に把持せんとした。



條約調印責任者

何卒當路之者共心付、斷然と相改り候様仕度と竊に存罷在候處、先頃大老老中より度々内話之儀も御座候に付、誠に幸之儀と存、勅諭之趣、十分相立候様仕度と、種々辯論推究仕候處、何分是迄之流弊相止み不申、兎角偷安苟且之説に陥り、勅諭御主意何分相立不申模様にて、私存念更に貫徹不仕候に付、右議論に加り候證も無御座と存、其後病に託し、久々引込罷在候處、假條約は於ニ神奈川一無據調判致候旨、達有之、誠以驚入、實に主謀之者、其分に難ニ差置一次第と、深憤激仕候處、天地神明も不許儀哉、翌日速に被下ニ台命、主謀之面々は退役、跡役夫々選舉被爲在候儀にて、聊愉快に存候處、(參照)

井伊直弼執政時代 九七

酒井の策

此の一段は、宛も戰國策士の口吻に似てゐる。而して其の慷慨激楚の言辭は、梅田、頼の徒も、三舍を避ける趣きがある。而して彼は堀田正睦、松平忠固を、條約調印の主謀者となし、一切の責任を彼等兩人に推諉し、此れにて此の葛藤

酒井の虚言

を切り抜けんとするもの、如くある。此れが井伊の心事であつた乎、否乎は、姑らく置き、彼れ酒井忠義は、斯く心得てゐた。尚又翌廿四日三家兩卿其外登城有之、私儀も押して登城可致旨、大老職より申來候に付、登城仕候處、群議衆論有之。若し彼にして果して前記の如くならしめば、彼は何故に水尾越と同一の側に立たなかつた乎、彼は何故に井伊大老の爲めに、偵察者の役目を城中に勤めたる乎。且つ彼は一病に託し久々引込罷在候」と云ひつゝも、彼は井伊と書信を往復し、且つ自ら井伊を訪問してゐるではない乎。(參照 三一五) 正直の所、彼れ忠義は、彼も亦た偷安苟且と罵る徒輩と、同穴の狐ではなかつた乎。翌々廿六日當役再勤被仰付候。右に付ては乍此上一何卒寂慮之御主意十分に餘慶相立候様仕度、猶又大老老中へも十分に談判仕候て、近々上京仕候。心得に御座候。尙委細之儀は、不遠得ニ貴顔、萬々可申上候。先は兼て御懇切被仰下候儀に御座候間、御吹聴御頼旁呈ニ愚札

所司代再任報告



候儀に御座候以上。

六月廿七日

忠義

廣橋大納言殿

尚以萬里小路殿へも宜敷御傳聲奉願候。議奏衆御一同へも、是又宜敷

奉願候以上。

此の文書は、七月十三日頃京都に到達したるものであらう。三條實萬の手録に、

酒井書狀  
内々入覽

七月十四日從左府（近衛忠熙）來狀。所司代より廣橋への書狀昨日極内々、御

前にて拜見、申下し寫取候儘、密々入覽候とある。されば定めて乙夜の覽に入りたるものであらう。されど京都では恐らく内意を以て、迎へられたに相違あるまい。而して此れが他日却て長野義言等の爲めに、生澁しとして、指彈せらるゝに至つた所以であらう。

梅田雲濱主公の所司代再任を憂ふ

是より先き、井伊直弼は恣に自己の政策を京都に行はんがため、從來の所司代たる美濃守忠民（岡崎藩主）を免じて、六月二十六日、其の腹心たる小濱藩主酒井若狭守忠義に再勤を命じた。雲濱は此の事を聞き、朝暮の紛糾反目せる此の場合に、舊藩主が再び所司代となされるのは、見す／＼朝敵となる次第で、實に一藩の安危に關する所なりと憂慮し、自分は既に放逐せられ、浪人となつて居るにも拘らず、舊藩主を思ふの餘り、七月十七日、左の書面を武術の舊師坪内孫兵衛に贈つて、重臣の反省覺悟を促した。

陳者太守様御所司代御再勤被爲蒙候段、奉恐悦候。其儀に付申上候は、此度の御役は、誠に以て御大切と奉存候。關東にては、勅諭の旨に御背被成候て、既に先月二十一日墨夷願之通條約調印相済申候よし、定て主上御遊鱗と申沙汰に候。無程上使として間部侯御上京、彦根侯専ら交易説に候故、勅諭に背、一橋公を押のけ、紀公を押立、終に尾州公御隠居、御再勤之太田侯、久世侯、和泉侯も、當七日又御退役、其外押込切腹、思之儘に御振舞にて、是も無程御上京に付、御家中一統より血刃御取に相成申候。家老庵原主税助、岡本半介等極諫致し候へ共、御用無之御國之殿様、彦根侯に御同意被成候ては、朝敵と申者にて、萬世逆臣之罪名を御蒙り可被成候。御家中の者も相濟不申候。是等の事は靖獻遺言にて御覺悟可有之奉存候。岸本省吾公用人に被成候由、如何心得られ候哉、豊後殿は御大任と存候。何卒大森十右衛門殿へ御相談被成候て、惣御評議御立可被成候。當地此節情實委敷は御存じ有之間敷候。若し御聞被成度候は



ば、下拙懇意の者頼山陽之男三樹三郎と申學者、何時にても御國へ差出し可申候間、御相談之上  
急々御返答可被申下候。彦根藩忠義之人御同意可被成候様奉存候。此事下拙申上候は如何  
に候へども、御國の安危此時に有之事故、不願恐懼、直に申上候。不。

七月十七日(安政五年)

梅田定明

坪内孫兵衛先生

別紙(中略)

御上使御登りに相成候は、又大もめと被存候。殿様は如何の御心得にて御登に候哉。御家來家  
殿様を皇國之罪人に被致候ては濟不申候。一統腹を御切被成候御覺悟より外無之候。

〔梅田雲濱遺稿並傳〕

### 【七】 間部携帶の上奏文案(一)

調印  
掛合

條約を勅許を俟たずして調印したることに就ては、流石に井伊大老も、心中忤

岩瀬また  
配慮

忤たるものがあり、その釋明には餘程掛念した。彼自身から「大不出來」と云  
ひ、案外早々の調印、小子もあきれ申候。何分致方も無き次第に相成」と云  
ふ通りであれば、事件の釋明と同時に、彼自身に就ての釋明も、ゆめ忘れな  
つたであらう。されば岩瀬なども、此事に就ては、胸中頗る穩かならざるも  
のあつた様だ。岩瀬が六月廿四日附にて、橋本に與へたる書中にも、  
此程被達し書面に、王倫秦檜の姓名を掲ぐ。洛えの報も亦然りと、其掲ぐや、  
必深意あるべし。倫檜暴斷せるや、命に依て、押印するや、モヤ／＼の名  
文章、恐くは大辟在近。呵々。

とある。王倫、秦檜とは、井上清直と、岩瀬忠震のこと。岩瀬は自分等兩人を、  
調印の犠牲者とするであらうと豫想し、斯く判断したが、然も彼等は外人沓至  
の當節には、好むにせよ、好まざるにせよ、必須の人物なれば、兎も角も働ら  
かじめ得らる可き丈けは働らかしめんとの積りにて、其の犠牲者には、今ま一  
層上位の堀田正睦と松平忠固がなつたことは、既記の通りだ。〔參照 六〕



間部持參  
書狀の評

斯る次第なれば、間部を京都に派遣するに際しても、其の持參す可き文書に就て、彼是評議を凝らしたることは勿論だ。

七月十六日

九條内覽

一 明十七日間部下總守様、京都え御持參之御書付草稿御出來、御用部屋え御持參御相談被遊候處、少々御點削御座候に付、清書致し、本紙は京都え廻し、九條殿下え入二御内覽、草稿は間部様え六之丞(宇津木景福)持參上ケ置とある。されば此れは間部が持參する以前、文書出來と同時に、取り敢へず、先づ關白九條尙忠の内覽に供したものであらう。此れは如何に彼等が自ら辯疏する乎、且つ彼等の立場を明らかにするに、尤も切要の文書なれば、今茲に之を掲載することとする。

上奏文案

京都え被進之草稿、左之通  
先般備中守(堀田正睦)儀、外國御取扱方之儀に付、爲御二伺叡慮、御使被二仰付、上京之節、亞墨利加條約一條委細及二言上候處、神州之大患、國家之安

調印止む  
なし

以上は直ちに勅諭の文句、其儘を借用し來りたるもの。

依之勅諭之通、御三家以下諸大名え被二仰出候處、各存意別冊之通言上候。右之内、凡外洋各國之形勢、變革に隨ひ、蒸氣船等致二發明一航海之術、益々相開、天涯も比隣と相成、加之軍制、兵器等實戰に相試み、往古とは強弱勢を異にし、異人は禽獸同様に唱來候得共、今に至り候ては、各國往々非常之人材も出來、奈く強大國と相成、世界中割據之勢ひを振



ひ候折柄、是より容易に兵端を開候ては、勝算有之之間敷と之見込も當然之理に有之。

以上は再應諸問に對する答案中より、都合よき意見を援き來りて、條約調印の已む可からざる所以を説きたるもの。而して更らに一轉して、左の如き迂餘曲折の文句が出來つた。

後患難測

併無之夷情、近付候ては後患難測、此上神祇冥眷、其恐不尠候に付、段々衆議相建候得共、何分彼が懇願種々有之、精々談判之上取縮、漸く今日迄之御所置に相成候義、譬へ舊染之弊有之候共、一時に改復致し、只今無謀之爭端を開候ては、一旦戰には勝利を得候共、忽洋外之各國仇讐之思をなし、若し皇國四面之海岸を襲來、通船運漕を妨げ、竟には御國力疲弊之時を窺ひ、諸蠻之軍艦、一時に差向候はゞ、如何成大事に及び可申も難計候間、假條約案文之趣、御差許相成、先づ神奈川、長崎、箱館、新潟等にて交易御差許有之、得失利害御試之上無別條一候はゞ五六年

武備整頓

の後、兵庫も御開相成候共、其間に京師を始め、諸國海岸之御警備も相整

凡十三年之内、御試可有之。

尤外國々より使者差越候はゞ、墨夷之例に倣ひ、江戸表へ被三召寄、西洋各國之風俗情態、其様子をも、篤と御糺可有之、其内防禦之手術十分相整候上は、時宜に寄り、和戰之二道、何れとも御心に可被任哉に候得共、只今之處にては、穩當之御沙汰に無之候ては、難ニ相成一次第、衆評之趣、言上之爲、御使可被差登御用意候處。

不徹底の文句

一正一反、詮じ來れば、武備不十分であるから、當分條約免許と云ふ結論に歸著してゐる。併し此の議論は、一時を言ひくるめるには極めて都合よき文句であるが、實は甚だ不徹底であるを免れない。何故に今少しく堂々と、積極的に、開國が日本帝國に有利有益であること、而して此れが宇内の大勢であることを正言直議せざりし乎。



【八】 間部携帶の上奏文案(二)

ハルリス  
渡來

此よりして始めて本題に入る。

去月(六月)十七日、下田表へ渡來之亞船へ、彼之國之使者ハルリス並通辯之者乘組、神奈川え入津致し、書翰差出し、今度英佛之軍艦、清國之戦に勝、其勢に乘じ、近々彌御國え渡來致し、強訴之企有之由、及注進一候尤昨年以來相願候假條約案文之趣、御差許有之、調印相濟候はゞ、何程之軍艦渡來候共、御心配無之様取扱可致之由申立候に、諸役人中評議にも、假令忽及二戰爭一候とも、被爲レ違ニ奏聞一候上に無之候ては、調印不成は勿論之事に候得共、併彼是手間取候内、英佛等之軍艦渡來、自然混雜致し、無レ據兵端を開、萬一清國之覆轍を踐候様之義有之候ては、憂患今日に十倍致し、汚辱を後代に傳へ候共、相雪候術無之、實以不容易ニ義に候間、非を見而進も道にあらず。何分危急之場合に迫り、

諸役人評議

無斷調印の辨

應接掛井上信濃守、岩瀬肥後守調印致し候儀、御差許相成候。此れは詐りなき事實の告白だ。所謂る岩瀬忠震の王倫、秦檜の名が茲に特筆せられたのだ。(參照 七)

然處先般勅諭之趣も有之、縱令一時之御計策に候共、不レ被レ違ニ奏聞一候而、右様御取計有之候義は、叡慮之程も如何可有之と恐入思召候得共、諸大名建議にも、只今爭端を開候ては、不容易一御一大事之由、尤一兩人は別段之存意も申立候得共、今日之形勢御採用難ニ相成一次第は、前文之通に候得ば、只紙上之常理而已に有之、實に無ニ御據一次第、宜被レ達ニ叡聞一候。

被仰出條

以上已むを得ずして、勅許を俟たず調印したる所以を云ふ。

猶被ニ仰出一候條々之御旨は、左に被ニ仰進一候。

被ニ仰出一之條々

一 永世安全可レ被レ安ニ叡慮一之事。

第一章 八 間部携帶の上奏文案(二)



假和親の策

道に夷を制する策

- 一 不拘二國體、後患無レ之方略之事。
- 一 下田條約之外、不レ被レ遊ニ御許容、候節は、自然及ニ異變、候も難レ計に付、防禦之所置、被ニ聞食、度事。
- 一 衆議言上之上、叡慮猶難レ被レ決候はゞ、伊勢神宮神慮可レ被レ伺、定議も可レ有レ之哉之事。

以上は堀田使命に對する勅答の文句を、其儘歴舉したるもの。

右は弘安蒙古之寇襲來、候時之如く、一國之儀に候はゞ、如何様にも可レ奉レ安ニ宸襟、様之手術も可レ有レ之候得共、方今洋外各國之形勢を御洞察有レ之候ては、容易之御所置も難ニ相成、又此後御國港内に、夷族を必不レ寄様可レ致義は、決テ難ニ相成、時勢に付、御熟考、衆評之上、堅制強兵を内に蓄へ、外には永世平安之術を行ふに道を以て爲可き之爲め、條約再議年限之間、西洋各國に和親御取結相成候はゞ、素より私欲に走る夷情、追年御國に多分之品無レ之、一同に其利を得候事不レ能事實を辨知致候はゞ、是に於て、銘々

奇怪の論

根本的の間

奇特之懇儀を結び、獨自由之志願を起し可レ申事必然之義に候得ば、其期に及び漸々皇統至尊之徳を示し、神國清淨之風儀に懷け、自然と尊信之志を生じ、我より彼を可レ制御威勢に相成、候上は、洋外諸蠻之大軍も不レ可レ恐。

以上の論法は如何にも奇怪千萬と云はねばならぬ。條約再議の年限まで、條約を結び、條約通りに實行するはさることながら、その間に日本は貿易の産物缺乏し、各國其利を均霑する能はず。從て各國中抜け駆けの如く、日本と特約を結ばんとする者生じ來る可く、其時に及んで、日本は我に有利なる地歩を占め、和戦兩様、此方の注文通りの事を斷行す可しとのこと。

此れは根本的の間違であらう。如何に消極的であればとて、餘りに日本人として日本を見縊つてはゐない乎。元來日本に從來分量多からざる産物でも、苟もそれが有利の貿易品であれば、それが増加す可きは必然の勢ではない乎。中には鑛物の如き天然の分量自ら限定せられて、意の如くならざるものなきにあらざるも、それさへも大抵のところまでは、生産費を増加して、分量



不都合の  
觀察

を増加せしむることが出来る。況んや、茶、生絲の類に於ておや。  
本文が果して井伊や、問部の本音にあつたにせよ、將た京都の曠を緩和する一  
時の方便にあつたにせよ、何れにしても實に言語道斷の觀察と云はねばなら  
ぬ。

【九】 問部携帶の上奏文案(三)

一時  
通過  
の策

尙ほ下記の如き、未來記を掲げて、一時を通過せんとしてゐる。  
中にも拔群に歸服致し、獻貢之品を持來り候時は、交易に倍して報ひ遣し  
候様、御所置有之候はゞ、交易の名を改、獻貢として諸品持來候國  
も出來可申。  
此れは餘りに吞氣の咄だ。同時に又た餘りに宇内の大勢、世界の事相と掛け離

狡及ぶべ  
からず

れたる觀察だ。如何に勅許を得可く、當坐の方便として、斯る出鱈目を陳じ來  
りたりとするも、餘りに甚だしくある。之を堀田一岩瀬起艸一の上申書に比す  
れば、實に千里の差があると云はねばならぬ。(參照 朝暮交渉篇三六―三九及び九四―  
九五)

右を第一之遠客として、別段厚く御取扱有之、御撫恤を加へられ候はゞ、其  
餘之諸蠻も、隨而相倣ひ可申。  
談何んぞ容易なる。斯る見當違ひの外交論もて、京都の同意を得んとするは、  
何たる不見識であらう。若し眞に斯く信じたならば、其愚及ぶ可からずだ。若し  
之を口實としたらんに、其狡及ぶ可からずだ。何れにしても二者其一に居ら  
ねばならない。

其上不敬之國も有之候はゞ、服從之國に謀り、御制御有之、内には御國禁を  
嚴重にして、従はしめ候様、御取計有之候はゞ、幾干之年を経ずして、  
海外之諸蠻此方之掌中に納る、事、三韓掌握之往古に復すべし。



海外に威光を示す

愈よ出で、愈よ妙と云ふの外はあるまい。餘りに甘い口上振りだ。縦令時勢其義迄には、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>候共、各港に嚴禁之制度を立、犯者は嚴重に罰、守者は撫恤を加へて、彌<sub>レ</sub>懷<sub>レ</sub>け、漸々皇國之風に從はしめ、開關以來、相承之神武を以て、海外に御威光を示し、天壤と與に無窮之皇統、萬代に餘慶を傳へ給はるべき程之事は、難かる間敷歟。以上は如何にも美言麗辭ではあるが、前後の關係から見ても、何等論理の徹底もなく、事相の洞察もない。云はゞ所謂空念佛に過ぎない。而して本文の眞意は、却て下に記する所にある。

夷人懷柔の法

然ば方今之場合に臨み、強て僅之兵庫一港を閉し候とも、若此上異變出で來り、危急に迫り、無<sub>レ</sub>據<sub>レ</sub>畿内近邊迄、數港を御開有<sub>レ</sub>之候様相成候て、此上幾許可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>驚<sub>レ</sub>宸襟一程之御大事、出來之程も難<sub>レ</sub>計候へば、假令五六年之後、一度は兵庫を開き、大阪も商賣之爲に、居留は御差許相成候とも、前條之通り、嚴禁を立、終に夷人を、此方之策に入候様致候はゞ、

兵端開始の害

行々御心配之筋無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>哉。本文の目的は行先は兎もあれ、角もあれ、現在兵端を啓くの虞れあり、而して兵端を啓けば、日本が苦境に陥るから、一先づ外人の要請を容るゝに如かずと云ふ一點に歸著してゐる。

以上要領

實に方今之形勢、猥りに兵端を開候ては、其害永世に及ぶべく、寛裕穩當之御取計有<sub>レ</sub>之、漸々至尊之徳を示し、術を以て懷<sub>レ</sub>け候時は、宇内無<sub>レ</sub>比類皇統至尊、其實を辨<sub>レ</sub>へ候はゞ、夷狄といへども、尊信之心を生せずんばあるべからず。左候得ば、永世安全、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>叡慮一基本、且御國體に不<sub>レ</sub>拘、後患無<sub>レ</sub>之方略に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>と思召候。以上喋々縷々陳<sub>レ</sub>來りて、所謂勅諭の本文に歸著した。併し其の主旨を詮じつむれば、(第一)勝つ見込がないから、餘儀なく外人の要求を容るゝ事。(第二)然も日本の貿易品は追々希乏となるから、外人中には、其利を専らにせん爲め、特別に日本に親好を表する者出で來る可<sub>レ</sub>事。(第三)それを懷柔



して、味方となし、大いに皇威を發揮する事。要するに此れに外ならない。而して最後に、

神慮何ひの事

右之通十三年之後、條約改正迄之間、篤と御試、精々人力を盡し候上、彌國家之御大事に及び、自然和戰兩條難レ被レ決義も有レ之候はゞ、伊勢神宮之神慮、御伺に相成、無二之御決定、被レ遊度思召候。右之趣、宜レ被レ達ニ、叡聞一候。

此れでは現在朝廷より伊勢神宮へ御伺の事を十三年後に繰り延べんとする譯になる。然も果して斯る文句にて、朝廷の御心を安じ奉るを得可き乎。隨分覺束なきものと云はねばならぬ。

### 第二章 井伊の水戸壓迫

#### 1107 井伊、高松と水戸

井伊水戸壓迫

井伊直弼一派は、既に紀州慶福を擁立し、水滸父子、尾、越の藩主を處罰し、殆んど其の目指す反對黨を片附けたるにも拘らず、尙ほ水戸に向て、頻に干涉を加へ、所謂大名の自治、自主の範圍をも蹂躪し去らんとするの氣勢を示した。而して是皆井伊直弼が、水戸の支藩高松城主松平頼胤と與に畫策したる所と云ふ。

井伊と松平頼胤

元來井伊と頼胤とは、溜間同席であるばかりでなく、安政五年四月、頼胤の義子宮内大輔頼聰は、井伊の女を娶りたれば、更に親戚の關係を累ね、而して恐らくは兩人共にアンチ齊昭に於て、最も合致する所があつたに相違なく、此に於て水戸側よりは、幕府の干涉は、全く兩人の合謀の結果と推定したのであら



頼胤表物

う。されば井伊が大老になつたことは、水戸君臣の深く憂としたる所にて、水戸國老の一人安島信立(彌次郎、後に帶刀)の如きも、さる場合には、又たしも讃岐守殿の奸計にて、再び國難を醸すべしと心配したと云ふ。そは松平慶永の親臣中根師質の所記によれば、

松平讃岐守殿は、腹黒き人にて、水府の奸黨に結んで、宗家の權柄を奪ひ、あはよくば本宗を繼がんと奸謀あり、去にて甲辰(弘化元年)の國難も、専ら此の侯の陰計多きに居る而已ならず、掃部殿(直弼)も溜詰の同席にて、日比より懇意にも座すからに、安島の先見憂懼も、宜べなる事にして、後果して國亂も到來せり。(昨夢紀事)

とある、されば此の推定は、先づ中らざるも遠からざるべし。

五日夜、高松(松平頼胤)にて民部(忍藩主松平民部大輔忠矩、齊昭の第九子)へ申候口上、甚敷趣にて、民部も立腹之由……五日之夜、讃州に逢候處、今日之事は、如何と尋候へは、辰年位(弘化元年甲辰、齊昭胸籠兩屏)之事なるべしと

水戸内政干渉

の答、依て中納言様(慶高)御家老之呼出は如何と尋候へは、是は尾州殿御同様の事に付て之違なり。一體中納言様之方も、存外輕過申候。先今度は是にて濟候へ共、此後次第有之候は、其節は嚴重に御沙汰可有之との申聞之由之處、其意氣組如何にも可惡、民部もこらへ兼、柄へ手を可掛程之處、先忍候て、其儘退出致候との事。(水戸藩史料)

此れは茅根泰が、水戸慶篤の所説を筆録したるもの。果然七月十一日には、幕府は水戸の家老を召喚し、本國の家老鈴木石見守重矩、太田丹波守資春を、江戸に召し、篤く任命す可しと命じた。此れは實に松平頼胤が、井伊直弼に勧めたる結果と云ふ。(水戸藩史料)

此事に付て、水戸慶篤は、其の不當の干渉を憤り、之を拒否せんとしたが、頼胤は告ぐるに大老直弼の意を以てし、台命には、違背す可からずとて、之を押し付けた。云ふ迄もなく、將軍は既に七月六日薨じたれば、當時の台命は、全然井伊其人の意志が、即ち台命であつたことは勿論だ。



齊昭不徳の責

固より高松をして、此の如く事毎に否水戸の言行を、選くせしめたるは、齊昭其人が松平頼胤を懐柔し、若しくは歸服せしむる能はざる、云はば齊昭其人の不徳の致す所と云ふ可き理由も、皆無ではあるまい。齊昭其人は、天空海淵敵をも味方とする底の人物ではなかつた。されど亦た井伊と高松との結託は、水戸をして反撥せしむるに、十分なる挑撥であつたことは、疑を容れない。彼等は水戸を餘りに恐れ過ぎたる乎。將た惡み過ぎたる乎。彼等の手は餘りに苛酷に、餘りに辛辣に動き過ぎた。左なきだに水戸は敵愾心の大結晶だ。然るに之を挑撥し、之に挑戦す。水戸たるもの晏然たる能はざるも、亦た宜べなりと云はねばならぬ。若し高松が井伊と水戸の間に介在して、其の調停者とならば、或は櫻田の變をも見るに及ばなかつたかも知れない。されど高松が井伊と提携して、而して寧ろ高松の入れ智恵にて、井伊が水戸を壓迫したるに於ては、其の結果の彼が如き、洵とに餘儀なき勢と云はねばならぬ。

餘りに辛辣

【二】 間部、風聞書を京都に送る (一)

風聞書本文

七月廿一日、豫て京都へ特使として赴く可き間部詮勝は、水戸の藩情に關する、風聞書なるものを、京都に捧呈した。

今般水戸前中納言殿、御愼被ニ仰出候後、別紙の通、風聞有之候。一體前中納言殿、言行御相違、不ニ容易儀も有之、無レ據御次第にて、御愼被ニ仰出候儀に候處、隔地之儀に付、如何様に御聞込可有之も難計、自然相違之儀、相聞候共、御政務筋に付、御口入等決て無之筈に候得共、萬一御聞込違ひ、何等之御沙汰御座候様相成り、兩御地之御場合にも相拘り候御儀に至り候ては、以之外之儀と、一同深く心配仕候。尤私上京仕候上、委細之譯柄可ニ申上候得共、此節公方様御大病にて、彼是延引にも可ニ相成、前條風聞之趣も有之候に付、不ニ取敢、此段宜御差含御座候様仕度存候。



七月廿一日

間部下總守詮勝

廣橋大納言殿

萬里小路大納言殿

風聞書製

風聞書紙に御座候間、寫取可申處、差急候間、其儘差進候。此れにて如何に井伊一派が、水戸齊昭を色眼鏡にて見たるか、判知る。固より此れは齊昭が自ら取るところもあつたことは、掩ふ可からざるもの。されど當時の齊昭は、云はゞ老驥だ。彼は今更京都に向て、井伊一派と對抗運動を試みんとするの氣魄も乏しく、又其の手足も乏しかつた。されど井伊一派の眼中には、草木も亦た兵にて、兎角水戸派が先廻りして、京都を攪亂せんことを恐れ憚り、其の豫防策として、斯る風聞書なるものを製造し、之を京都に送つたのであらう。今まこゝに製造と云ふは、此の風聞書は、全く探偵報告書に過ぎないが故だ。

日々京都の無根文

老公日々御執筆は、的證も無之候得共、多分京地への御書にも可有之哉。此上は京地より嚴敷御沙汰之品も無之候ては、今度之御愼、御遺懐御晴し可相成様無之との趣、内實老公にも御底意有之候よしに申沙汰し候。

此の老公日々執筆、京地への文通なるものも、事實全く無根だ。そは齊昭は六月廿八日附にて、左の一書を起艸してゐる。

抽脂謹啓仕候、頃日外夷の事に付、主上深く被爲惱ニ叡慮、御逆鱗被爲在候、歟之御儀、奉ニ恭察候處、萬一不レ被レ安ニ皇位ニ御程にては、神廟の御侍頼も如何可有御座哉。即今被レ富ニ春秋候御儀故、何分被慰ニ宸衷、永く黎庶を、御愛育被爲在度、不堪ニ懇祈候。此段宜御含奉願候、恐惶謹言。

六月廿八日

水戸中納言

第二章 一 間部、風聞書を京都に送る (一)



太閤殿下  
右府閣下 侍執

齊昭は、此の文案封紙に、此の如く手記してゐる。

風聞に、假條約爲ニ御濟ニ相成候はゞ、御逆鱗にて、云々可被爲成哉との沙汰有之由。萬々一左様之御事にては、公邊御爲にも不宣と心付候へば、右様の叡慮も萬々一被爲在候節の爲にと存、可遣と存、認申候事也。

安政戊午

此書認六日便に可出筈之處、五日慎被仰付候故、承せ候へば、未レ出由故引返す。「水戸藩料」

以上の所記によりて、此れが最近に於ける齊昭の文通ではなく、文通の資料であらう。假りに此書が鷹司父子即ち政通、輔熙の兩人に達したりとするも、其

老臣至當の態度

右撤回

の効果は朝廷に取りても、幕府に取りても、尤も良好であらねばならぬ。此れは假條約調印に付き、主上御逆鱗の餘り、御讓位云々を付度し奉り、それで却て恐れ多いから、是非御思ひ止らせ給ふ様にと、鷹司太閤、同右府に懇願したる次第、如何にも老臣の君主に對する、至當の態度と云はねばならぬ。然も齊昭は未だ此書を發せざるに先ち、謹慎を命せられたから、之を撤回したりと云へば、最早此れは問題のある可き筈はない。然るに其の謹慎中、日々執筆、京都への文通を誣ふるに至りては、亦た實に冤と云はねばならぬ。

【二】 間部、風聞書を京都に送る (二)

風聞書

以下風聞書は左の如く認められてゐる。  
奸臣は勿論、早く御慎御免相成候様工風専らの様子に風評仕、御家

第二章 一二 間部、風聞書を京都に送る (二)



中之輕輩、無識無心の者共、無<sup>レ</sup>程掃部頭殿を始、京地より御沙汰有<sup>レ</sup>之、  
老公無<sup>レ</sup>故御<sup>レ</sup>慎、御免御再勤可<sup>ニ</sup>相成<sup>一</sup>は必定の旨、申<sup>レ</sup>居<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>よし

扱亦老公方奸臣へ、其末々よりも媚<sup>レ</sup>諂<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>もの多く、おのづから、奸人枝葉

はびこり、時めき<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>折柄、今度御<sup>レ</sup>慎、以來銘々其身之安危は、只老公之御

慎、御免之儀に付、前條之外、種々胸中に取巧<sup>レ</sup>罷<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>哉之處、此程御

國詰太田丹波守、鈴木石見守、右兩士再勤之儀、公邊より御内意も有<sup>レ</sup>之候

哉にて、昨今老公方之者、兩士再勤にては、必<sup>ニ</sup>銘々身分にも可<sup>ニ</sup>相拘<sup>一</sup>儀と、

専ら此程奸計を廻らし、内實混雜罷<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>由、相聞<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>。

以下は其の太田、鈴木排斥運動の事に就て、揣摩の説を掲げてゐる。

太田鈴木排斥揣摩説

既に武田修理組下兼て隠密之役目相勤<sup>レ</sup>候者共、種々内意承<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>様子にて、  
此節に至り、外宅等爲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>も有<sup>レ</sup>之候<sup>レ</sup>由に付、何様之儀取巧可<sup>レ</sup>申哉と、  
風聞<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>由。

一説には、前書丹波守、石見守再勤之儀、御當主(慶篤)強<sup>ク</sup>御斷<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰立<sup>一</sup>

候よしも風評仕<sup>レ</sup>候得共、御當主を始、老公御<sup>レ</sup>慎、御日數相立御免之上は、  
如何之者と、萬事御掛念之儀も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉にて、右深き御意味合之儀と申  
沙汰し候よし。末々に至り候<sup>レ</sup>ては、却てなま中之儀申出、大害之基と銘

銘危踏(原注)此儀先年結城寅壽御仕置之節、悉く一類まで御絶し相成候を、深く恐怖いたし、右等を

見合、其身を思ひ、有志も存意を不<sup>レ</sup>出、時勢を考、差控候者多く有<sup>レ</sup>之候由)去十一日、水道橋

切手御門より忍出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>者は、前書武田修理のよしにて、駒込御下屋敷へ罷越

候よし之趣に風聞<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>。此儀子細難<sup>ニ</sup>相分<sup>一</sup>候得共、前書之兩士、再勤之内

事にも可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉に申沙汰し。

扱亦松平播磨守(頼綱、長沼藩主)同大學頭(頼誠、守山藩主)は、内實是迄老公に

諂、輕薄之人と沙汰<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>。是亦老公御<sup>レ</sup>慎、御免之上を恐れ、御當主同腹は如

何可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉、極意之程は難<sup>レ</sup>計<sup>レ</sup>候得共、讚岐守(松平頼胤、高松藩主)と、同日

に可<sup>レ</sup>論人にては無<sup>レ</sup>之、老公方とも、御當主方とも、難<sup>ニ</sup>見極<sup>一</sup>旨、竊に申沙

汰し候<sup>レ</sup>者も有<sup>レ</sup>之候<sup>レ</sup>由。



一、大場彌右衛門、其餘出府之外高橋太一郎と申者、其外去ル十六日、用人久木何某外兩人出府、何れも老公方之ものどもの由。  
 右之趣風聞及承申候。依之申上候。以上。

七月

齊昭運動  
沮遏策

風聞書取  
急ぎ發送  
の理由

以上は全く、捕風攫影の類にて、何等取り留めたる證據もなく、唯だ齊昭の言行相違を、證明せんが爲め、斯る無根、若しくは無根に幾き風聞書を作爲して、朝廷に先手を打ち、齊昭一派の運動を沮遏せんと企てたものであらう。  
 今一々之を眞面目に研究する必要もない。但だ如何に此の風聞書を、斯く取急ぎ京都へ發送したるかに付ては、何事か井伊派をして、然らしむ可き理由があつたであらう。そは東海路は、川支の心配ありとて、故らに中山道經由にて發送し、而して傳奏の返翰も亦た「是又中山道通、早々刻附宿次」を以てせよと間部の名を以て、在京の禁裡附、及び町奉行に命令してゐる。その爲め此書は廿一日江戸を發して、廿五日には京都から其の返翰を發送してゐる。此れは當

其返翰

時に於ては、最超至急便と云はねばならぬ。而して其の返翰の中には、別紙風聞書、内々令一覽候。於ニ當地(京都)は、右様之風聞は、一切未承候。猶亦差含可申候。  
 と廣橋、萬里小路の兩傳奏の名もて答へてゐる。固より事實無根の事が、京都に風聞せらる可き理由は本來存在せぬからだ。

【一三】 井伊派の水戸齊昭に對する干涉愈よ緊切となる

千涉益々加はる  
 井伊派の水戸に對する干涉は、日一日と其の緊切を加へ來つた。此れは固より半ば以上、探偵政治に誤られたる結果とも見る可きものであらう。然も齊昭の當時謹慎してゐたことは、左に掲ぐる茅根泰の筆記にても明白だ。  
 老公にも、殊之外御壯健に被爲入、麻御上下御著用、御端坐被遊、其敬



上之思召、敬服に有餘

と、此れは七月九日附のもの。又た當時在水戸の會澤安が、茅根泰に與へたる書中にも、

駒籠には昔年之通り(此れは弘化元年のこと云ふ)御慎嚴重被爲入候由、何共奉=恐入候。乍去追々御高年にも被爲成候間、御上下御略被成候様之事なり共、御雨戸御開きなり共、炎暑其外共、少々づも御寛優御保護被遊候ても御宣敷哉と奉存候。申上候ても御承知被遊間敷、何にか可然工夫は無之哉、遠方奉=憂慮候。

とあれば、如何に其の文句が、水戸側から出でたにもせよ、殆んど之を疑ふ餘地はあるまい。

駒込邸監守

然るに七月二十八日に及んで、幕府は俄かに其の支藩松平頼胤、松平頼誠、松平頼綱及び尾州の附家老竹腰正誨、紀州附家老水野忠央に命じ、其の手兵を以て、齊昭の屏居せる駒込邸を監守せしめ、且つ大目附山口丹波守直信、目附野

野山鉦藏兼寛をして、巡視臨監せしむることとした。

水戸前中納言殿御慎之儀に付、其方共申合、御取締萬事可申談、且家來共之内申付、駒込屋敷爲相詰可申候。竹腰兵部少輔、水野土佐守へも申談候様可被致候。

中山龍吉儀、未幼年之儀に付、水戸前中納言殿、御慎之儀、其方共申合、萬事心を附、御取締附候様、可被取計候。松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守えも、申談可被取計候。

大目付 山口丹波守



御目付 野々山 鉦藏

水戸前中納言殿御、慎之儀に付、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守、御取締之爲メ、萬事可ニ申談、且家來共之内、駒込屋敷爲ニ相詰候様、竹腰兵部少輔、水野土佐守、相違候に付、御取締附候様可ニ取計旨、被ニ仰出候間、得ニ其意、時々見廻り、心付候儀は、無ニ遠慮、右之面々へ申談、可レ被レ致候。尤事立候儀は、早々可レ被ニ申聞候。右於ニ新部屋前溜、下總守(間部詮勝)申渡、書付渡レ之。列坐無レ之。

宛然戒嚴令の如し

此れでは水戸齊昭に向て、全く戒嚴令を布いたも同様だ。而して幕府は又た町奉行に命じ、組與力、同心を召集し、嚴に彦根、高松の兩藩邸を守衛せしめ、其他部下の要衝を巡邏し、水戸士民の出訴する者あらば、直に拘留す可きを命じた。而して同日(安政五年七月廿八日)幕府は、水戸の家老を召喚し、左の如く口達した。

間部口達

間部下總守殿より分て口達之趣、左之通。

御家之儀は、威公(頼房)様以來、格別御忠誠之段、奉ニ感服ニ罷在候處、前中納言様御事に付ては、毎々浮説流言多、畢竟御不徳之御儀と奉レ存候。尙更此度之御儀、確證にても有レ之、被ニ仰出候儀には無レ之、風聞流言之廉を以、無ニ餘儀御取締も被ニ仰出候事に有レ之、依ては此上如何様之御尤なる御儀、御申立相成候ても、御不爲メに可ニ相成候條、此段心得候様にとの趣。

希有の無法

斯る間部詮勝の口より出でたる申譯は、全く申譯とはならない申譯だ。(第一)確證なく、全く風聞である事。(第二)如何なる理由ありとも、辯疏を聞入れざる事。此れでは幕府は全く風聞流言にて、水戸齊昭を監禁し、而して其の水戸側の辯疏は一切聞き入れないと云ふことだ。世に無理無法の措置あるも、此の如き無理無法は、頗る希有と云はねばならぬ。



【二四】井伊、風聞の爲めに誤らる

井伊水戸家世話の命

尙ほ七月廿八日附、井伊直弼が、手書もて、其の公用人へ示したるものがある。

御直翰

- 今日水戸家御取締方、厚く世話致候様、讃岐、大學、播磨へ達し候事に相成候。猶又御附家老中山幼年に付、竹腰、水野、水戸御館へ罷出、取計候様、大目付山口、御目付野々山鉦藏も同断に候。
- 一 右に付、退出之節、途中之儀相心得可申、登城門へ歸候事。
- 一 夕方にも及候はゞ、屋敷近邊見廻り等、念入可申。
- 一 表向水戸の家來出訴致候義、可有之も難計、右様之義も候はゞ、水戸家へ引渡可然事と存候。手配爲致置可申候。公用人一同出殿致居可申、用部屋側役も出居可申候。
- 一 今日御取計之大意は、一體御慎方も不宜疑相聞へ、種々風聞も有

今日取計大意

レ之候に付、虚實に不拘、右様風聞を御受被成候は、御身之御不勝と申もの、右様之處、明白に相成候爲、全く御身之御爲と申所、右荒増に候。猶委敷は歸り候上、可申候。

七月廿八日

内用事 公用人へ

以上井伊の手記は、如何に井伊が風聞によりて、水戸齊昭を處分したる乎、而して如何に之れが爲めに、彼自身の身邊を警戒したる乎。之を察するに餘りあらむ。

水戸不快の情激發

元來均しく支藩でも、高松などは水戸側では、甲辰以來一種の悪魔視したるもの、而して水野忠央の如きは、一橋排斥、紀州擁立の黒頭巾として、水戸側の尤も快しとせざるもの。然るに彼等をして水戸齊昭を監守せしむ。此る措置が如何に水戸側に不快の情を激發せしめたるか、固より想像に餘りある。支藩と云ひ、三家の附家老と云へば、一通りの申譯は立つが、其の内容に立ち入り



老公忍歩  
きの歌

て考ふれば、實に非常識の極と云はねばならぬ。此れは鎮撫ではなく、寧ろ挑撥だ。水戸人士の激昂も、決して不思議ではあるまい。然も井伊が之を敢てしたるは、全く風聞を信じたるが爲めだ。云はゞ探偵政策の爲めだ。

老公御、慎方不宣、夜分極々御忍びにて、御出歩行、御簾中より上野宮様へ御文被遣、京都え頻りに御手入有之趣、駒込御屋形は、今日も京都より飛脚著致し候へば、御慎御免罷成候、杯との儀、叫合居候趣に相聞へ、何分御不愼、此儘に差置候ては、終には水戸之御家にも疵付候様、可相成との御配慮にて、別紙之通(参照 一三)御取締被仰出候間、此後之處、先々御安心に候得ども、是迄京地え十分讒訴被成候事と被察、自然眞顔に御聞込、御慎御免等之御沙汰御座候ては、折角是迄御取鎮に相成候儀も再發致し、忽争亂に及び可申と、深く御心配被爲在候。

此れは井伊の公用人宇津木景福が、在京の井伊代表者長野義言への書翰の一節にて、如何に其の風聞なるものが、荒唐無稽であつたかを知るに足る。尙ほ世

風聞荒唐  
無稽

老公亡命  
の歌

古格太郎の「銘肝録」に、

此此の流言に、水戸老公駒込邸に御座なく、專亡命のよし風説かまびすし。有志の者は、例の流言なりとて、更に信用せず。然る處一日森孫六(東奉行組)予が寓居に來り、竊にいひけるは、此節江戸より奉行え急報あり。其仔細は老公駒込邸亡命なされ、近習の士、少々召連、木曾街道より京都へ登りになり、此事穿鑿、密々致し候様、昨日奉行より密々被命たり。思ふに都に潜居ならば、鷹司殿御縁家なれば、これに御座あるべき歟。又は栗田宮にも可有歟。又鶴飼の方歟とも覺れど、淺間なる屋敷なれば、決して無氣遣。また大坂土屋に潜居といふ説もあれば、今日大坂へ廿人程穿鑿に差下せり。梨本家(三條家)にて、何歟承知の事もなきや。……一説には北海を船にて押切、西國へ下られたりともいへりと語りしかば、予が曰これ必流言候へし。殊に梨本家(三條家)にて更に承り候事なしといひしかば、此後何卒心を附候事あらば、早々に知らされよといひ、これより直に梁川星巖のもとに



行尋ね見るべしとて去りけり。

とある。風聞も此に到れば、寧ろ滑稽に幾しと云はねばならぬ。されど此の風聞は決して一方のみではなかつた。否井伊派に於ても、亦た風聞の爲めに、屢ば誤られ、且つ動された。

【一五】非常識の壓迫

水戸の抗

水戸派にては、餘りに無法の干渉に對して、抗議を提出したが、中々其の目的を達す可き模様が無かつた。仍て水戸慶篤は、七月二十九日、即ち其の暴命の下りたる翌日、岡田信濃守徳至、太田誠左衛門資忠の兩名をして、苟も罪跡あらば、家老にて其の取調を受く可ければ、前日の命を撤回せんことを請はしめた。

取御免願立

昨夕岡田信濃守、太田誠左衛門兩人へ御渡相成候御書付二通水戸殿被致承知一候處、前中納言殿慎被罷在、何等不愼之廉も無之候處、此方連枝始え取締方被仰付一候段、畢竟不罷二行届儀有之故と、深被致二心配一候併下總守より、兩人へ御申論之趣にも、是と申證跡は無之候得共、風聞を被受候儀有之故と之趣候得共、右迄御疑心奉受候儀、祖先以來忠孝之志、取失候姿に相成、恥辱無二此上、殊更三家方之儀は、一體と申内、尾張殿、紀伊殿之家來迄立入、取締被仰付一候儀、三家方之規格も不ニ相立、乍レ恐東照宮にて三家御取立置被遊候甲斐も無之様相成、第一水戸殿於ニ一身、孝道も不ニ相立、誠以嘆敷次第に被存候前中納言殿儀に付、何角風聞等有之候は、家老共之内、御吟味之上、不愼等之證跡も有之候に於ては、其廉を以被仰出一候は、幾重にも、手切取締方可被申付一候間、今日御渡之書付、連枝方始、取締向、立入候儀は、厚御評決之上、御免被仰出一候様、偏に被奉願候此段申上候様、



被ニ申付一候

午七月

藩内動搖の恐れ

前中納言殿 慎被ニ仰付一候儀に付ては、元より御懷をも被レ存候儀故、國元士民之人情、心痛之餘り動立候様之儀も可有之哉と、深懸念被レ致、精々被ニ申付、靜相成居候處、此度之被ニ仰出に付ては、君臣之情合如何存詰動立候ものも可有之哉と、深く心配被レ致候旁、別番申上候意味、厚く御再慮被レ爲在候様、被レ奉レ願候。此段申上候様被ニ申付一候

午七月

此の如く岡田、太田兩家老は、水戸の當主慶篤の意を承けて、幕府に請願したるも、幕府は之に返答せざるのみか、八月朔日には、御城附横山信照より、左の如き急報を藩邸に齎らした。

横山信照内報

駒込は御附御家來不殘引拂、御連枝方より相詰候様、公邊御目付に達に相成候由にて、御奏者番より、文節〔御城坊主、中山文節〕承り内通御座候。

齊昭閣様

一 昨日讚州様へ、御連枝方、水野、竹腰寄合候趣に御座候。  
一 昨日は營中開も度々有之、大目付、御目付等談判有之、極夕御退出に相成候趣に御座候。

原田成徳狀

開とは秘密會議のことだ。而して更らに飛語あり、幕府は水戸齊昭を、駒込邸に屏居せしめ、之を監視するを以て足れりとせず、彼を他藩に幽せんとするの内議ありと。此に於て在府の水戸君臣は、殆んど何れも戦闘準備に取り掛つた。或者は齊昭の駒込邸に赴き、或者は慶篤の小石川邸を防禦す。尙ほ當時の光景は、藩士の一人原田成徳が、熊本藩細川家の家老長岡是容に寄せたる書翰の一節、能く之を語りてゐる。

八月朔日には、不ニ容易儀相聞、御城附より申來、寡君〔齊昭〕を紀公之邸へ御預けに相成、嚴重守衛致候様内評有之、上使直に駒込屋敷へ被レ參候て、即日紀へ移し候旨、朝四つ半頃〔午前十一時〕極内々にて相ひゞき候由にて申來、同志一同、最早是迄と存候間、必死を極め、斃而後已



之時と存詰、罷在候所、寡君（慶篤）よりもたとへ上使來り、右之台命を傳へ候ても、決して御渡し申候ては不三相成、一同必死之覺悟にて守護いたし候様、君命も有之、駒込屋敷へ、家老始め五六百人相詰、切り死之覺悟にて、今やおそしと上使の來を待居候所、其日八ツ半（午後三時）頃にも候半、御城付より先刻之儀は、如何之譯に候哉、先づ御沙汰止に相成候旨申來、一同少しく安堵之思をなし申候。要するに此方勢ひゞき候儀にも可有之哉、何事にて右之事止候所は不三相分一候。此れも訛傳であつた乎、將た一旦はさる評議もあつたが、水戸勢の反抗力が餘りに旺盛なるに辟易したる乎、何れにしても頗る物騒の沙汰と云はねばならぬ。

必要以上の壓迫

此の如く井伊派は、寧ろ其の必要以外、若しくは以上に、水戸派を壓迫するの傾向を示し來つた。諺に窮鼠猫を食むと云ふが、水戸派に取りては、此の壓迫に對して、今後如何の動作に出づ可き乎。若し水戸藩主にして、十二分の統制力を有したらんに、兎にも角にも、然らざれば、所謂潰裂四出、殆んど之を裁する所以を知らざるに至らずんば、自ら止まざらんとするの勢を誘致した。

### 水戸藩邸の騒ぎ

八月朔日、小石川邸より藩士の走りて駒込邸に赴く者皆非常の決心を顯し、中村彦之進（小姓）の如きは平生の長技たる眉尖刀を携へんとせしが、何分外觀を憚るを以て之を弓袋に包み、弓の隠に裝して携へ行きたり。其他千葉周作、（水戸の藩士にて有名の劍客なり）を初として、府下の劍客齋藤彌九郎、月岡一郎、千賀熊太郎等（皆平生水落より扶持米を給せし者なり）は各門下の壯士を率ゐて小石川邸に入り、一方の防禦に當らんと乞ひたるを以て門内を警衛せしめたり。又此日藩邸に於ては事の急なるを以て、俄に詰合の臺所掛吟味役川又才介に命じて早馬を以て水戸表に急報せしめたり。川又才介は殿中に於て其の命を受くるや、直に駈出し家にも立寄り其のまま馬に鞭うちて疾驅急行せり（川又才介は爾時臺所掛にて木來斯の如き使命に當るべき職にはあらず、但事の急劇を以て此の命ありしなりと云ふ）。然るに夕時に至り城付より通報あり、警戒漸く緩みしを以て（則ち目付の意見に因り幕議の中停したるを云ふ）更に奥右筆小瀬光清をして晝夜兼行水戸に赴かしめ、姑く人心を鎮靜せしめたり云々。（水戸藩史料所引小瀬光清談話）



### 第三章 京都に於ける志士論客

#### 【一六】 孝明天皇と京都の形勢

幕府の豫定

江戸に於ては、一面水戸を壓迫し、其の一派をして、殆んど運動の餘地なからしめ、他面手を京地に延ばし、水戸派と京紳との氣息を通ずるの道を遮断し、やがて將軍の喪を發表し、而して後間部を上京せしめんとする趣向であつた。井伊も當初は、間部を特派して、勅許を俟たず日米條約調印に付ての釋明、及び陳謝を、朝廷に向て做さしめんとすつもりであつたであらうが、やがてその事は、第二、第三となり、専ら間部をして、京都に於ける水戸一派の退治を爲さしめんとするものゝ如くであつた。從て其の出發も追々と延期するの已むなきに至つた。

大事件突發

此の間に於て、我も彼も實に思ひ掛けなき事件が出来た。それは水戸に向て

朝權回復論勃興

勅書の下降だ。此れは安政戊午、大獄の眞因でもなく、本因でもないが、少くとも大獄を惹起する誘因ともなり、動機ともなり、口實ともなつた。されば此の一事に就ては、特に慎重、詳細に物語る可き必要がある。然も之を物語るに就ては、先づ京都の雰圍氣に就て語らねばならぬ。

癸丑甲寅以來、京都は實に攘夷論の集窟となつた。而して公家の擡頭と同時に、朝權回復論が勃興した。安政五年の頃には、所謂志士中には、公然討幕と云はざるも、眼中既に幕府なく、徳川氏なき者も少くなかつた。一方公家の中にも、公家全盛の時代を夢みる者も、皆無ではなかつた。但だ此の機會に於て、主上の御立場は極めて明白であつた。

外交に就ては、開國を悦ばせ玉はなかつた事。内治に就ては、飽迄も公武合體を希望し玉ふたる事。されば討幕は決して至尊の思召ではなかつた。承久、元弘の事は、決して陛下の自ら繰り返すことを欲し玉ふところではなかつた。此れと同時に、外人の爲めに、日本を開くことは國體に拘はるものとして、最も



主上御老

欲し玉はなかつた。  
當時の主上は、未だ二十八歳にて在せしかども、其の聖慮の御老練にて在せしことは、とても群臣の企て及ぶ所ではなかつた。主上は、其の周邊の群臣の議を徴し、其の意見を採擇し給ひたるも、寧ろ聖意をもて、群臣を統督し、鞭撻し玉うた。九條關白、近衛左府なども、恒に積極的に、主上から種々の相談を持ち掛け玉うた。主上は決して垂拱して、事の成行を自然に一任し給ふ御方にては在さなかつた。多くの場合に於て、京都に於ける原動力は、主上御自身に在したことは特筆せねばならぬ。

主上其餘臣下にも、大分其人有之、強人意見候。日々感涙を流し喜躍致候。右にては天威六十州に震候は勿論、外夷も畏れ候と察候。此れは安政五年四月朔日附にて、梁川星巖が、其の門人小野湖山に與へたる書翰の一節だ。

- 一 主上叡明、陽明家(近衛忠熙)正大君子、青蓮宮英邁、三條、中山、其外八

主上御決心

九人皆々有骨力、就中此度第一の功は久我也。此度とは堀田使命に對する勅答の一件であらう。

主上には死社稷而不辭、決然たる御志に付、感涙致候。青蓮院宮日日參内有之候。

此れは安政五年三月二十日附のもの。又た二月二十四日附、星巖より佐久間象山への書中にも、

主上は叡明にて、數年來洋夷一件も御承知、時々詔有之候へ共、太閤(慶司政通)女官等申上候には、萬機盡く東府將軍へ御托し有之、彼方閣老諸人日夜商議仕り罷在候に付、不煩聖慮、只々大神宮、及諸神に御祈禱被遊事專一と申上げ置候へ共、此度は宸襟彌不安、開闢以來不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>外夷之點汚<sub>一</sub>當<sub>二</sub>朕之世<sub>一</sub>諸夷如<sub>レ</sub>此。有<sub>二</sub>何面目<sub>一</sub>謁<sub>二</sub>見皇祖之廟<sub>一</sub>萬一有事、雖<sub>レ</sub>死<sub>二</sub>社稷<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>辭之御決志也。聞者上下一同に落涙致し、報國の心を生じ候。以上は梁川星巖の語る所。星巖は孝明天皇御登極の前年から京都に住居し、能



御製

く縉紳の間に出入して、主上の御日常をも傳聞したるもの。彼の自詠に曰く、  
 太刀はきて弓矢とる身も愧ぢぬらん、我が大君のたけき御心  
 と。而して當時の御製を拜讀すれば、實に星巖の所言を、證明するに餘りある  
 ものがある。  
 澄ましえぬ水に我身は沈むとも、濁しはせしな萬國民  
 是れ實に社稷の爲めに、聖躬を致し玉ふ大御心の發現である。

【一七】京都に於ける青蓮院宮の位地

主上御信任の者

當時主上の側近にありて、最も主上の御信任を博したるは、近衛忠熙、三條實  
 萬の二卿にして、其れ以上とも云ふ可きは、實に青蓮院宮であつた。宮は御幼  
 少の時には、随分貧苦の境遇に在らせられ、やがて南都一乘院の宮として、而

至尊至高顧問

して京都青蓮院宮として、漸次に至尊の御祈禱の爲めに接近遊ばされ、遂ひに  
 何時の間にやら、至尊の至高顧問とならせられた。

二品天台座主尊融親王は、先帝(仁孝天皇)の御猶子、實は伏見故貞敬親王の御子  
 ……御出生の後、宮の諸大夫某の子として、本能寺の小僧となりて、十二三  
 歳の比まで、居玉ひけり。此間に僧徒に使は、味噌こし提て、豆腐を買ひ往  
 き、或は僧の文を持って、河東の□□に行き玉ひしこと常なり…其比南都一  
 乘院宮明きけるに、御入室の御方なきによりて、終に此宮を先帝の御猶子  
 となされ、南都へ御入室ありしなり。此故に宮常に、先帝の天恩によりて、  
 御引上なりしことを、深く感戴して、語られ玉り。然るが故に朝廷の御事に  
 深く力を盡させ玉ひし事なり。(世古格太郎著「信義見聞録」)

概の御氣

宮が奈良に於て、既に嶄然頭角を現はし玉ひつ、あつたことは、當時の奈良奉  
 行川路聖謨が、蚤とに之を看取したる所であつた。而して其の天台座主として、  
 京都に還り玉ひしより、



萬一浪華へ異船闖入するあらば、予叡岳の衆徒を率ひ、朝廷を護るべしと、自ら元弘の大塔王に比し玉ひ、衆徒に武藝を習練すべしと命せられ、自らも御力量を添玉はんとて、大儀を庭に置せられ、時々是を持玉ひしが、終に五斗俵の量ある大俵を上げ玉ふに至れりとぞ。

又甲冑御野劔等を御用意あり、甲寅(安政元年)四月七日禁中炎上の時、即時に長服を召し、野劔を佩せられ、歩行にて參せられ玉ひけり。

常に御頭を削ることを嫌ひ玉ひ、長髪の時多し。たま／＼削玉ふ時は、削刀を五六挺づ、よく研せられ、速く削り仕舞はせらるゝことなりき。(同上)

以上にて如何に青蓮院宮が、英邁にて在せられたるかを知る可きであらう。されば最初は國家鎮護の祈禱の爲めに參内ありしものが、やがては國務に付て、主上の至高顧問とならせらるゝに到つたもので、それは寧ろ自然の趨勢と云ふ可きであらう。

此度外夷の事につきても、御直に勅問、又言上の事などありて、大に力を盡

自然の趨勢

宮排斥の理由

宮の風事

し玉ふ。戊午の春より、陽明(近衛)梨(三條)の二公と、常に御會にて、一旦朝廷正議の振ひしも、此宮の御力による事多し。此故に九條殿下是を忌んで、非職の輩、密に會合して、事を謀ると唱へ、退けむとせしことあり。(同上) 尚ほ此事に就ては、既記の通りだ。(參照 朝暮交渉篇 八一) されば當時九條、井伊の聯合派が、宮を○役者と稱して、極力其の排斥を企てたるも、決して偶然の事ではあるまい。

一 戊午の年は、御年三十六歳にて、少々御肥肉の方にて、御丈は中肉なり。御物語の時は、至て大聲なりき。御性質共に更に柔弱の所なく、俊逸英邁にましませり。(同上)

此れが當時の宮の風事であつた。而して宮の門戸は恒に開かれて、凡有る有志者は、直接に、然らざるも間接に、其の進言の機會を得た。惟ふに川路聖謨なども、堀田の隨行員として戊午の春上京したる際には、宮を便りとして、其の所志を達せんとしたものであらう。



朝權擁護  
最硬派

近世日本國民史 八二  
されど英明なる宮は却て川路の先を制して、彼をして其の所志を逞くせしむるを得ざらしめ玉うた。當時の宮は、必らずしも討幕論では在さなかつたが、然も朝權擁護の點に於ては、最硬派にて在した。されば當時の民間諸有志が、主上の次には宮を以て、尤も頼母敷御方と仰ぎたるは、決して偶然でない。而して井伊派が宮を其の主なる反對者と睨んだのも、亦た偶然でなかつた。

### 〔一八〕浪人者の繁昌時代

浪人儒者  
安全隱者

元來京都は浪人者や、儒者に取りては、安安全なる隱家であつた。功名利達を求めんと欲する者は、固より江戸へ江戸へと赴いたが、亦た京都若しくは大阪に踏み止まりたるものも少くなかつた。而して京都の儒者若しくは浪人者の事件を出来したるは、實に寶曆の竹内式部、即ち竹内から堂上の公卿を動かし、果

浪人取締

ては遂ひに九重をも動さんとしたるに至りたる事件を以て、其の尤とせねばならぬ。(参照 寶曆明和篇)

公家の覺醒

されば事件の當時は、幕府も浪人の取締には、若干苦心したのであらうが、されど喉元通れば、熱さを忘るゝ諺の如く、幕政が追々と弛み來るに従ひ、儒者や、浪人者に取りては、追々と其の自由が増加し來つたことは、當然の勢にて、遂ひに天保八年には、大阪に於て、大鹽事件さへも爆發せしむるに到つた。されど此れは特殊の事件、然も大鹽は天滿與力の隱居にて、普通の浪人者や、儒者とは、同一視す可きでなかつたから、此れが爲めに京阪に於ける彼等の自由が、此の事件の爲めに縮少せられたと云ふことは無かつた。當時京都は人文の藪淵と云ふばかりでなく、公家が漸次に覺醒し來り、何時の間にもやら、公家と浪人、若しくは儒者との干係も出で來つた。而して其の端を開きたるは、天明、寛政の頃、高山正之の京都の貴紳に接近したることを以て、其の適例とすべきであらう。



遊歴者來  
往の嚮

熊澤了介が、岡山を去りて、京都に寓し、遂に幕府の忌諱に觸れて、京都を逐はれたる徳川初期の昔話は、最早末期に於ては、それを繰り返す程の人物も出で来らず、又た時勢もそれ程までに幕府の手が厳しく動かなかつた。此の如くして京都は愈よ浪人や、儒者の巢窟となり、又た天下遊歴者の來往の嚮となつた。

儒者浪人  
の生活

儒者とか、浪人とかは、何れも士の常職なく、藝を沾つて自ら給するものに過ぎなかつた。彼等は別に主張あるではなく、寧ろ如何にして其藝を沾つて、口に糊するか、重大の問題であつた。或は門戸を開いて、其の門人を全國から集め、若しくは親王家や、公家に入出し、或は大坂の富豪や、若しくは大坂城代、京都所司代、町奉行など、苟も出入す可き門戸あらば、彼等は決して之を否まず、之を厭はず、隨處に趨走したのであらう。常職なく、定祿なき彼等に取りては、是亦た已む可からざる次第であつた。然も内には尊王論が、愈よ濃厚となり、外には外國の壓迫が倍々切迫となるに

惡謀四天  
王

儒者浪人  
の嚮

つけて、儒者や、浪人の總てと云はざるも、其中には自ら覺醒して、現狀に満足せざる者が出で來つたことは必然の勢であつた。今ま井伊派から、惡謀の四天王と稱せらる、浪人儒者は、梁川星巖、梅田定明、池内陶所、賴三樹三郎の四人であつた。固より此の四人に限つたことではなかつた。されど四人は其内に於て最も特色ある者共であつた。されど浪人儒者等をして、此の如く井伊派から惡謀の四天王などと、惡み且つ畏れられたる所以のものは、彼等が必らずしも有力者であつた爲めではなかつた。彼等は有力者と有力者との連鎖となつたからだ。如何に自ら奮發しても、當人は一個の浪人儒者に過ぎない。されど彼等の一方の手は雲上に達し、他方の手は、地下に届いてゐる。彼等は力ではないかも知れぬが、力の經由線である。力の導線である。彼等自身は、何事をも做し得ない。大鹽は天滿與力の隱居でありたればこそ、彼程の仕事をも做し得たが、單一の浪人や儒者では、鼠花火を、三條橋頭に打ち上ぐる程のことさへも、覺束なかつた。されど彼等が



假裝浪人

導線となりて、諸藩の力を集め、且つ通じ、而して合はするに至つては、如何なる驚天動地の仕事をも、做しかねまじきものではなかつた。而して儒者浪人の繁昌する時代となれば、諸藩の有志も、忽ち假裝浪人となり、若しくは真浪人となるは、掌を反すよりも容易であつた。安政戊午の春には、越前藩の橋本綱紀なども、桃井伊織と稱して、一種の假裝浪人となりて、京都に活躍したではない乎。

〔一九〕梁川星巖(一)

浪人儒者の魁

何と云うても、安政戊午の際には、浪人儒者の魁は、梁川星巖だ。彼は當時七十の老翁であつた。安政時代の七十は、昭和時代の七十と、同一視す可きでない。當時に於ては七十の老人と云へば、全く世外の人であり、又たあらねばな





(筆山對根日) 像畫巖星川梁



らなかつた。然るに梁川星巖は、當初から林下水邊の詩人として、世に立つたが、老いるに隨ひ、愈よ慷慨家の本色を發揮し來つた。否な或は暴露し來つたと云ふも、妨げあるまい。何となれば彼は本來純粹の詩人ではなかつたからだ。

代星巖の時

星巖は詩人として、幕末に最も有力なる一人であらう。星巖と前後して、其前に江戸に市河寛齋があり、中國に菅茶山があり、九州に廣瀬淡窓があつた。而して彼の交友中の先輩としては、賴山陽があつた。山陽は安永九年の生にして、彼は寛政元年なれば、兩人の間に九歳の距離がある。されど山陽は心から星巖を敬重した。山陽は詩人的眼識ばかりでなく、又た人物の鑑藻もあつたが、星巖には少からず許す所があつた。

活泊の生

詩人としての星巖は、漂泊の生涯であつた。彼は美濃の産にて、江戸に出で、故郷と江戸との間を往復し、文政二年卅一歳にして京に入り、山陽と交を締めた。翌卅二歳にして十七歳の紅蘭女史を娶る。文政五年の秋、卅四歳、夫妻



星巖の天  
下來往

相携へて西征の途に上り、中國路より九州の間を往來し、同九年卅八歳、歸來  
京都に於て、賴山陽夫妻と共に、嵐峽の花を觀た。  
斯くて文政十年、十一年の兩歳を京都に送り、文政十二年には、美濃、伊勢の  
間を徘徊し、天保元年には大和を経て京に入り、彦根に赴き、二年には、京と  
彦根の間を往來し、天保三年五月には、賴山陽を彦根に迎へ、九月には京に入  
りて、山陽の病を訪ひ、此に兩人は生別と死別とを兼ねて永訣をなし、彦根を  
發して東海道を経て十月江戸に著し、爾來弘化二年六月江戸を去るまで、四十  
四歳より五十七歳に至る、滿十二年八個月を、江戸に送つた。此の如くして、  
漂泊詩人も、稍々安定の生活を得た。此れは云ふ迄もなく詩人として、江戸に  
門戸を張りたるが爲めに。

星巖門下

彼は其の門下に、多くの俊秀を集めた。所謂る玉池吟社は、天下詩人の中心點  
となり、日本當代の詩人は、殆んど其の範疇を出づるもの無きに至らしめた。  
若し彼にして玉池吟社の主人たるに安著せば、誰も彼に向て其の一座を争ふ  
ものは無かつたであらう。然るに彼は何故にか、弘化二年六月、五十七歳にし  
て、極めて隆昌なる玉池吟社を突然閉鎖して、袂を拂つて故郷に還つた。  
然も彼は故郷に安居するを欲しなかつた。彼の遊癖は又た發して、弘化三年に  
は美濃、伊勢、伊賀を経て、其の暮には京都に入つた。而して彼の京都在住  
は、此れから始つた。彼は弘化三年五十八歳の暮に、京都に來り、爾來安政五  
年九月流行病に罹り、七十歳にて逝くまで、屢ば其の邸宅は移りたれども、  
而して唯だ數次江州にいたる外、遂ひに京地を定住とした。彼が有志者として  
の最後の且つ光輝ある活動は、實に此の在京十一年九個月の出來事であつた。

星巖の京  
都在住

星巖の理  
想

若し彼にして晩年を江戸に送らしめば、彼は一個の詩人としての外、何物をも  
世に残さなかつたであらう。若し彼にして京都に於て、陳白沙、王陽明、劉念  
臺に私淑し、道學者として、殘年を送らしめば、是亦た當然の事として、何人  
も意外とする者は無かつたであらう。されど彼は詩人より、道學者となり、道  
學者より慷慨家となつた。彼の理想は、朱晦庵でなく、寧ろ晦庵を向うに廻は



して、時務策に没頭したる陳龍川であつた。彼は「世上算來多怪事」白頭學究醉談兵」と賦したが、其の兵を談ずる白頭の學究は、他人でなく、却て彼其人であつた。

非單純詩人

彼は必らずしも二重人格者ではあるまい。されど彼は決して單純の詩人ではなかつた。彼は詩人に對しては詩を説き、且つ彼を詩人視する者に向ては詩を説いたが、玉池吟社の比隣に在る友人佐久間象山などは、詩談以外に、時事談を交へたることは、兩人の各々記する所によりて、充分に之を察知するに難くない。

### 1101 梁川星巖(二)

星巖の慷慨

梁川星巖は、詩人から一變して、道學者となり、道學者から一變して、慷慨家

浪人間屋の主人公

となつた。然も彼は同時に詩人であり、道學者であり、慷慨家である資格を把持した。然も彼の慷慨は、陸放翁の如く、唯だ慷慨悲憤の詩を作るばかりではなかつた。寧ろ彼は慷慨家の外套に、策士の本體を包んでゐた。蓋し星巖の特色は、此の策士的方面にありと云はねばならぬ。彼は佐久間象山の如く、物質的の經綸家ではなかつた。又た横井小楠の如く、精神的大觀者でもなかつた。されど彼は自ら動くばかりでなく、能く人を動かす術を心得てゐた。彼は其の年齢からしても、詩人としての第一流の地位からしても、其の江戸と京都に於ける、各半生の交遊に於ても、居然たる大家であつた。而して自ら京都に於ける志士の木鐸となり、京都に於ける志士の中心人物となり、而して全國の志士の聯絡掛りとなり、宛も浪人間屋の主人公の趣きがあつた。

凡そ京都を經由する志士にして、其の浪人であると、各藩士であるとを問はず、星巖を知らないものはなく、而して星巖と相見ないものは、殆んど稀れであつ



星巖の手  
雲上に達す

た。星巖が日本に於ける詩人の泰斗となつたのも、必らずしも、彼が秀でたる詩人であつたばかりではなく、又た秀でたる人物であつた爲めだ。彼には自ら中心人物たる可き資格があつた爲めであつた。而して此の資格は、彼の晩年には増々具備して來た。若し反對黨が、星巖、梅田、池内、頼を惡謀の四天王と云ふことが、尤もなりとすれば、其の四天王の巨魁は固より星巖其人であらねばならぬ。梅田は兎も角も、池内や、頼は、殆んど星巖の示導の下に、周旋、奔走したるに過ぎなかつた。

當時安政元年（甲寅）吉田松陰の下田に於ける、私かに米艦に乗じて海外に赴かんとしたる事件の失敗に連坐して、信州に幽居したる、佐久問象山も、時事を坐視する能はず、窺かに星巖によりて、其の意見書を上つてゐる。吉田松陰も亦た彼によりて其の論策を上つてゐる。彼は自ら表面に立つことを欲しなかつたが、彼の手は能く雲の上まで達してゐた。彼は水戸人とも知つた。薩摩人も長州人も彼の門戸に出入した。横井小楠の紹介によりて、肥後の勤王志士

星巖と小楠

も亦た然りであつた。

嘉永四年横井小楠の上國を漫遊して、彼を京都に訪ふや、彼は小楠に語りて曰く「公家の中にも、案外に話せる者がある、卿も姑らく此地に滞在して、一と仕事しては如何」と。星巖の意は、當時京都に興されつゝある學習院に、横井を推薦せんとするにあつた。然も横井は見る所あり、辭して還つたと云ふ。

（小楠の實話）されど小楠の一隻眼は、能く星巖が尋常の一詩人でないことを看破し、彼に向て少からざる傾倒の意を表してゐた。彼が安政二年二月、大垣藩の家老小原鐵心に與へたる書狀の中に、

擬比來八方騷然、九州四國之士人、往來の次に皆々立寄り、風説も承り候に、諸藩共に人物稀少に候。肥（肥後）薩、及佐賀、柳川、長州萩、越前福井、小藩ながら大野、綾部等は何分籌策、豫め備具候と、尊藩（大垣）之火器西洋法に決定之趣承り、先々安堵仕候。昨秋は拙堂老人（齋藤拙堂）上京に而、大京尹（京都所司代脇坂安宅）にも誘引、海防談一夕仕り候。



周防之僧に清狂と申者、上京、是は拙堂門人にて、法談に海防を雑へ、里民を教化致候。地頭よりも頼の書翰等有之、實に希代の狂僧に候。老拙方へは、吉田寅二(松陰)より添書にて參り候。寅二郎事も引籠り、日夜讀書罷在候。佐久間修理(象山)事も、范文正公怪松之典故にて、園中怪松の圖及記を送り來候。是も日夜讀書時節を相待候之趣御座候。然も吉田も、佐久間も、時勢の急迫は、各々其の意見を、星巖によりて、安政五年戊午の上半には、提出することとなつた。而して星巖彼自身の身邊亦頗る多事となつたことは、固より云ふ迄もない。彼の慷慨時事を憂るの精神は、老いて益々旺盛となつた。宛も石榴が熟して外皮を劈き、累々たる朱實を露はすが如く、彼の本色も彌よ外皮を劈き來りて、暴露せられた。

星巖身邊多事

### 〔三〕梅田雲濱(一)

雲濱の若年時代

梅田雲濱、通稱源二郎、彼も亦た毛色の殊りたる學者であつた。彼は文化十二年若州小濱の矢部氏に生れたれば、酒井家の臣籍の者だ。十六歳にして、江戸に出で、山口菅山に就て學び、二十六歳にして小濱に還り、翌天保十二年二十七歳にして、父に隨伴して關西、九州地方を遊歴した。而して歸來大津に在り、崎門學者上原立齋に就て學び、傍ら自ら徒に授く。天保十四年の秋大津を去り、京都に出で、望楠軒の講主となる。

雲濱の學統

此の如く彼は山崎闇齋の學統と云はんよりも、寧ろ崎門の先達淺見綱齋の衣鉢を承け、専ら尊王攘夷の精神を鼓吹し、隱然京都に於て、一の勢力をなした。彼は梁川星巖に比すれば、其の年齢に於て、親と子程の相違はあるが、然も京都に於ては、彼は星巖に先つ約三年半の故參であつた。彼は屢ば小濱藩の政治に就て、上書し、遂に當途者の忌諱に觸れ、嘉永五年

梁川頼等と交遊



露艦撃攘  
を計る

長藩士と  
交る

七月三十八歳にして、酒井家の臣籍を削られた。然も彼は當時既に天下の士として、苟も有志者の京都を往來する者、概ね彼と相見ないものは稀であつた。彼は此の頃から既に梁川星巖、頼三樹三郎、杯と、國事に就て其の意見を交換し、互に相謀る所があつた。三樹三郎は山陽の第三子、嘉永二年東北遊を終へて京都に歸來した、時に年廿五、乃ち雲濱に比して、十歳の弟だ。

安政元年正月雲濱は米艦再來の報に接し、江戸に急行し、江戸に於て諸藩の志士と交遊し、夏には水戸に赴き、水戸人士と相見、六月京都に還り、更らに福井に赴き、而して更らに小濱藩に復歸し、藩力を藉りて、報國の誠を竭さんと企てたるも果さず。而して十津川郷士等の擁する所となり、其の首帥として大阪灣に闖入したる露艦を撃攘せんとし、「妻臥病床、兒叫飢」の一詩を賦し、身を挺して、之に赴かんとしたが、露艦退去の爲めに、之を果さなかつた。

爾來彼は益々國事に熱中して、大いに勤王論を鼓吹し、就中十津川の郷士をし





(筆子美登田山) 像畫濱雲田梅



て、萬一の際には、京都を守護せしむ可く、最も心力を盡した。而して安政三年十一月京都を發して萩に至り、毛利家の重臣坪井九右衛門と相見、長藩の勤王論に油を洒ぐのみならず、更らに上國と物産交易の途を啓く可く、其の方法を協議した。而して安政四年正月には、萩より博多に赴き、歸途は備中に友人を訪ひ、三月中旬歸京して、専ら長藩交易の事に周旋した。十二月には大和の五條に赴き、尙ほ長藩交易や、十津川、京都間の聯絡等に就て諮る所があった。

雲濱の人

梅田は一方には、極めて純正と云はんよりも、寧ろ偏固に近き崎門學者であつたが、他方には利用厚生の実務にも、頗る其心を致し、更らに他人に向て、遊説するには、最も其の妙を得てゐた。長藩の當局者が、一介の浪人儒者たる梅田の舌頭に動され彼に托するに長藩と上國との交易の要務を以てするに至りたるを見れば、如何に其の力の昭著であつたことが知らる可きであらう。彼は果して自ら策士たるを自覺しての策士であつた乎。將た策士たるを自ら知らず



しての策士であつた乎。何れにしても彼は人を動かすの力に於て、決して尋常ではなかつた。

横井小楠  
の雲濱評

此人不<sub>レ</sub>相替<sub>一</sub>褊固に御座候段、迷惑成る人物、扱々笑止に奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>候。水府御開運（水戸齊昭幕政参奥）に就ては、尙更氣力を張り可<sub>レ</sub>申候。此種の人程、致しにくきは無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候。

とは横井小楠の評したる言葉。然も小楠亦た彼を目して、

梅田は何様氣力にても有<sub>レ</sub>之、とても一種の人物。

と許してゐる。而して吉田松陰は、

吉田松陰  
の雲濱評

事務には甚<sub>ニ</sub>練達、議論亦正、事務上に付ては、得益の事も多し。森田（節齋）は疎豪無策、梅田は精密有策、但兩人共天下の大計には頗る疎なり。

と云ひ、又た、

是は靖獻遺言にて固めたる男、好<sub>ニ</sub>人物之鑑<sub>一</sub>、好<sub>ニ</sub>切直之言<sub>一</sub>、亦事情にも通じたる所有り、但酒徒也。

とある。何れも彼の或る一面を視たる適評であらう

### III 梅田雲濱(二)

青蓮院宮  
に接近

梅田が青蓮院宮に拜謁したのは、安政五戊午の歲、正月十六日であつた。青蓮院宮の家臣、伊丹藏人重賢、山田勘解由時章は、何れも雲濱の門人筋にて、その手引にて、宮に接近したものであらう。

正月十六日（安政五年）梅田源二郎參殿、此度御館入被<sub>レ</sub>仰候御禮申上、仍<sub>レ</sub>之扇子三本入一箱獻上、於<sub>ニ</sub>黒書院<sub>一</sub>御目見被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、御手毘布被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之。

と宮家の日記に掲げてある。何れにしても彼はその以前から、既に宮とは、間接に消息を通じてゐたものであらう。

雲濱意見  
の力

然も彼は爾來直接に宮に面謁する便宜を得たのであらう。當時青蓮院宮は、内



にしては九條關白が忌憚し、外にしては幕府側が忌避し、至尊背後の一大勢力として、敵からも味方からも認められてゐた。而して今や梅田が又た宮の入幕の賓となるに於ては、梅田の意見は、宮を透して、奈邊に及ぶ可き乎、想像に難くあるまい。

青蓮院宮  
下問奉  
答

雲濱は實に堀田の上京に際し、其の對案として、宮の御下問に對し、左の意見書を上りてゐる。彼は徹上徹下條約否勅許説だ。

言上

今般諸大名衆議同意之上、言上仕候處、御許容無レ之ては、忽に各國渡來戰爭に及び可申候。其節防禦之所置如何被遊候や。

御答

普天之下、率土之濱、皆是王臣に候得者、一應は諸侯え勅命を可被下候。譬ひ勅命に不應之諸侯有レ之共、既に御英斷被爲レ在候上は、三公列卿百官其外天下有志之者共を以て、御親征可被遊候。此旨早々歸府之上、大

朝廷軍本  
位

樹え可ニ申入一候様被ニ仰出一候 (重出)

固より堀田への勅命は、此通りではなかつた。然も堀田をして、其の使命の要領を得るに至らしめなかつた所以は、恐らくは雲濱の此の説の如きもの、亦た與りて力大に居ると云はねばなるまい。

梅田は決して公武合體論者ではなかつた。彼は全く朝廷軍本位であつた。此の意味に於て、彼は水戸人士の議論さへも、頗る手緩しと考へた様だ。彼は決して口に攘夷を唱へ、腹に平和を祈る變通的攘夷論者ではなかつた。彼は條約拒絶の結果は、必然的に開戦となる。而して開戦も亦た避く可からず。而して且つ避くるを要せずとの論であつた。

昨又江戸より風説書申參候は、此節墨夷使節役人と密談の上、下田出帆直に廣東え赴き、英夷を促し、浪華海え亂入、京師を脅し候内、存の由、是は實説と申參候。若し實説に候ば、不日に無數之英船突入し可申候。毎々言上仕候通、天下一度は顛倒仕候程之未曾有之大變に



青蓮院宮に及ぼせる力

積極的尊

及候共、少しも御驚き不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊様奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。天下忠義之武士、草莽中之豪傑、一同に奮起し候而、追掃ひ、皇國之御威光を海外え輝し、永世安全之御世と再び可<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>は無<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>候。此段宜敷御上え御披露奉<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>候。彼の議論は、如何にも一本調子だ。何等心配もなく、掛念もなく、攘夷必勝説だ。此れは彼れが海外の事情に迂遠であつた結果、所謂盲漢蛇に怖れずとの諺通りであつた乎。將た彼は別に自ら信ずる所あつた乎。何れにしても彼が此の何等の條件もなく、制限もなき、生一本の尊攘論は、本來尊攘論者にて在したる青蓮院宮をして、其の所信を鞏固にし、強大にするに、與りて其力大に居たことは、決して疑<sub>レ</sub>を容れないであらう。

彼は更らに左の如き意見を上りてゐる。

方今天下之勢、可<sub>ニ</sub>一變<sub>一</sub>之時に候。強弱は勢ひ、勢は人に由て變<sub>レ</sub>候。事に御座候。朝廷之御決不決に由て、天下立處に興廢仕<sub>レ</sub>候。所謂決は智の斷と申<sub>レ</sub>候。

而して彼は、

普天率土之濱、誰か非<sub>ニ</sub>王臣<sub>一</sub>。征夷家を始、天下の列侯に至る迄、一同に心を合せ、速に打掃ひ可<sub>レ</sub>申との台命を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下歟と乍恐奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。

と論じてゐる。彼は單に消極的に條約不許可の論者ではない。寧ろ積極的に、幕府を強制して、攘夷の任務を舉行せしめんことを、朝廷より命令を下し給はんことを希望した。此の議論が、如何に青蓮院宮と水乳相投じ、而して青蓮院宮の議論が、孝明天皇の宸慮と昭應したるかは、固より之を想像するに難くあるまらう。



### 第四章 勅詔降下運動

#### 【三三】九重と草莽

事件突發

茲に思ひ掛けなき事件が出来た。それは勅詔が水戸に降下したる事だ。此の事件が、安政戊午大獄の眞因ではなきまでも、少くとも其の動機を做した。或は踏み込んで云へば、井伊派に其の機會と口實とを與へたと云ふことが、適當であるかも知れない。

志士と朝廷との接近

諺に階前千里、門外萬里と云ふ。此れは帝王と臣民との距離を諷したるもの、乃ち下情の如何に上達し難きかを意味したるもの。されど安政頃の朝廷と、社會の定石以外にある浪人、儒者の徒、若しくは諸藩有志者との間は、實に意外なる接近を持つてゐた。天皇には九重の裡に在して、宮門以外一步も出で玉ふ機會だも無かつたから、下界と天上界との如く、其間一切の交通無かる可き

天皇民情に通達

が當然の様に思はれたが、然も事實は全く之に反した。天皇は必らずしも總ての下情には通じ玉はなかつたにせよ、少くとも當時民間に行はれたる、尊攘の大氣には能く觸れ玉うた。彼等民間の志士は、至尊に咫尺することは出来なかつたが、至尊に咫尺する人に咫尺することが出来たから、其等の人々を透して、自由自在に、下情を上達するの便宜を得た。近衛、三條、及び青蓮院宮の如きは、實に其の重なる仲介者であつた。此の一點に於ては、京都の天皇は、江戸の將軍よりも、寧ろ民情——少くとも尊攘家の事情——に通達し玉うたとも云ひ得られないこともあるまい。

兩極端の接近

世の中には最も隔離したるものが、却て最も接近することがある。兩極端は之を直線にすれば、互ひに最終點であるが、之を曲線にすれば、互ひに相ひ接することゝなる。例せば民間の志士が、朝に青蓮院宮に言上したることは、夕には宮から至尊に奏上せらるゝことゝなる。此の如くして朝廷と草莽の有志と



宮中の御成見

は、自ら氣息相ひ應じ、呼吸相ひ通ずるものがあつた。人或は之を不思議と云ふも、其實は決して不思議ではない。苟も正當に兩者の間に、溝渠を通せざるに於ては、水は堤防の下をくゞりて、自ら外に流れ出づるもの。關防の最も嚴密なる場所程、却て其の破綻は多くある。實に油斷のならぬ世の中だ。若し岩瀬忠震、橋本左内、横井小楠などの意見が、上記の如き順序を経由して、九重に達したならば、維新の歴史は、或は現在のものよりも、其趣を殊にしたかも知れない。然も先入主となる。恐れながら主上及び青蓮院宮等に、それぞれ御成見があつた。民間の議論は、その御成見を有力にし、確實にし、恢宏にするには、極めて効能あつたが、その御成見を改造し、若しくは善變せしむるには、其の効力は、頗る少かつたことは、堀田の上京に際して、屢ば開國通商の意見を上りたるも——其の文章は岩瀬の手に成り、頗る正大且つ明快であつたに拘らず——朝廷に對しては、殆んど何等の効能無かつたことにて判知る。

水戸齊昭の如何

人或は水戸齊昭の手入れが、朝廷に於ける尊攘論の根源であると云ふも、それは餘りに水戸齊昭を買被りたる論だ。朝廷と云ふよりも、主上には恐れながら、祖宗の法を變じて、開國することは、最も好み玉はなかつた。されば主上は、水戸齊昭を、頼母しき味方の一人とこそ思召されたれ、決して齊昭の意見によりて、主上の御意見が定つたと云ふ譯合ではない。

主上御成見

主上には本來の御意見が在した。それを翼賛したるに就ては、水戸齊昭は勿論、近衛忠熙、三條實萬、青蓮院宮等を始め、下は民間の浪人、儒者、及び諸藩の志士等も在つた。されど彼等は要するに翼賛したる迄のことだ。京都は齊昭なきも尊攘論だ。齊昭あるも尊攘論だ。但だ齊昭の存在は、京都の尊攘論に油を添へ、薪を加へたる迄のことだ。然も此の勢力も、亦た無視す可きでない。

止むを得ぬ陽動

若し此際島津齊彬が存在せば、彼は信用と、見識と實力とを有してゐた。若し朝廷の攘夷論が、彼によりて根本的に一掃せらるゝこと無しとせば、少くともそれが緩和せられ、やがては聰明なる主上をして、世界の太勢に協調するの得



策なるを御解悟あらせらる可く仕向けたかも知れない。されど其の齊彬は逝き、而して幕府の要路に當るものは、お前眞暗の井伊直弼あるのみだ。此時に際して、朝廷が水戸に向て、賜勅の擧に出でさせられたのは、寔に已むを得ない次第であつた。

在京都書生の力

京都は江戸と相並びて學術の淵藪なれば、四方の書生茲に學ぶ者多く、會集唱和の間に、時事の議論を上下することも少からず。大抵讀書生の常として、理想徒に高く實際の事情に疎き失はれども、和漢、古今の事例を引きて世人の耳目を聳動するには、最も力あり。殊に聲殺の下に在る者は、居常朝恩を畏み、身親しく皇室の衰微を見聞しつゝ、寧ろ幕威を犯すとも尊王の大義を主張せんとの意氣を有すれば、其議論は時に朝紳を通じて宮廷をすら動かす事あり、竹内式部が賣唐事件の如き其一例なるが、安政五年の頃に及びては是等書生の議論は攘夷の世論と合一して、實に政治上の一勢力たりき。(徳川慶喜公傳)

〔二四〕 日下部、勝野の上京

日下部伊三次

當時有志者の一人に、日下部伊三次なる者があつた。彼の父は薩藩士であつたが、故ありて水戸に身を寄せたれば、彼は薩摩と水戸との間に介在して、自然兩屬とも云ふ可き便宜を占めた。彼は又た川路聖謨に抱へられ、宮崎定太郎

勝野豊作

(川路聖謨傳には、復太郎と記してゐる)と稱して、彼が布廷恬との談判の爲め、長崎に赴く際にも、隨行してゐる。彼は時事の日に非なるを見て、其の友人勝野豊作と與に京都に赴き爲す所あらんとした。勝野は幕府旗本阿部氏の門客として、文武に通じ、専ら水戸人士と交はり、水戸齊昭にも知られてゐた。彼等の上京は、果して彼等だけのことであつた乎、將た水戸人士と相談の結果であつた乎、兎も角も彼等出立の離筵には、當時水戸藩の家老なる安藤帶刀(始め彌次郎、戸田忠太夫の弟、信立)もあつた。

伊三次上

諸藩有志の士、追々上京せし内に、薩藩日下部伊三次と云者あり、曰く吾



安島上京

素より三條公を知れり。公井伊侯と由緒あり。公に頼て大老へ御手書を下し、自ら罪を謝し、退かしむるか。然らざれば尾水越三候を宥すか、二者其一をなさしめんとて、意氣頗る慷慨せり。始め伊三次故あり水戸に居り、水藩の士と相知る者多し。方に上京せんとするに及て、安島帶刀、荻清衛門、鮎澤伊大夫、加志村準藏、木村三穂介の徒と、饗宴して出づ。途安中に宿し、又其藩山田三郎と相知るを以て、其意を告げて去れりとぞ。

後數日安島余(水戸藩士鈴木大)に語て曰く、日下部人をして告げて曰く、大事あり面謁を請ふ。然れども嫌疑あれば、請ふ邸外にて謁せんと、故に出て之に會せしに、圖らずも其饗宴席に招かれたり。我微官より出づると雖、今は水府の家老なり。彼何の爲にして如此事をなすや、迂にして輕卒なること、殆ど厭ふ可し。宴席なるが故に、熟語する事を得ずして去りたりと雖も、恐らくは彼の爲に傳られん、慮からずんばあるべからずと。(賜勅始末)

此れは如何なる程度まで信用し得可き乎。安島は安政五年四月には上京して

安島の役

ある。梁川星巖が四月五日附にて、佐久間象山に答へたる書中にも、水府より御簾中御迎に(水戸慶篤夫人として、廣崎忠禮の女を聘する爲め)安島彌次郎上京。此人は藤田の跡、彼は戸田の直弟、忠直の人物の由にて、勝野豊作方より、老拙に逢候様。書面にて申越候。昨日入京、近隣に旅館致し候。是も機密を承り度の由に候。

とあれば、安島は表向の役目は兎も角も、其の裏面には、京都の機密にも觸る可く運動したのであらう。而して安島等も亦た、井伊の江戸に於ける暴威に對抗す可く、京都に於て策動せんとの目論見あつたことは、

日下部、勝野の江戸を發したるは、七月十日なり。是の時に當り、我が家老安島信立(帶刀)等も、又密に一二有志の士を上京せしめんと計畫ありき。然れども安島の計畫は、敢て日下部等の上京に關せしものあるに非らざるなり。(水戸藩史料)

とあれば、日下部等の連絡なきにせよ、少くとも其の目的に於て、一致する所



勝野安島の關係

あつたことは、疑を容るゝの餘地はない。  
尙ほ勝野豊作と安島との關係に付ては、小野湖山は梁川星巖に當て、「小生には深き交無之候得共、兼而申上候勝野臺山（豐作）と、兄弟の如き交に御座候」とあれば、此の勝野と、日下部が上京に付き、安島が一切無關係であり得可き乎、否乎、聊か疑問とせねばならぬ。但だ彼等兩人の出發は、固より自發的にして、必らずしも安島等の依頼によりて然したるものではあるまい。尙ほ勝野の上京に付き、七月十日附にて、小野湖山は、彼を其師梁川星巖に紹介して、

然今般勝野臺山極内上京、右は全く近日時事云々に付、無餘義一出かけ候事に御座候。此人小生には無二の舊心者にて、當時國家之御爲心思を焦し候事、恐らく府下には無二比類一忠實之士に御座候。何卒御心を盡され、萬緒御談被成下度、奉至祈候

とある。此れにて日下部、勝野等の使命の何事であつたかは、之を知るに難く

あるせし。

【二五】賜勅の運動

伊三次の意氣込

如何に日下部伊三次（信政）の意氣込が猛烈であつたかは、星斗闌干月滿天。書窓深坐不成就眠。欲知世運隆興兆。神武東征戊午年。の詩を誦すれば判知る。彼と勝野豊作とは無事に著京した。

兩人著京 島津舉兵 出京の報

日下部既に京師に至れば、薩の家老用人等來り居る者多し。曰く薩侯（島津齊彬）以爲く、幕府のする所、皆事理に乖戻して皇州の爲にあらす。故に天下のために大に爲すことあらんと欲す。其議に曰く、侯の參勤の期、九月にあり。然るを八月初旬國を發し、精兵三千を率ひ、大阪に達す時、勅命を以て上京し、直に其兵を以て、京師を守護し、而後江戸をして、勅命を奉せ



島津齊彬  
死去

水戸の力  
を藉らんとす

しめんと欲す。議既に決し、處分既に定り、以て日々侯の上途の報を待つ。子の徒又何をか爲さんと。伊三次且驚き且喜びて、其意に従ひ、空しく留京せり。是より先伊三次京師に在り、相知る者多し。留京徒然の餘、互に往來す。故に伊三次の微行して、京師に來るを知る者多し。「賜勅始末」

此れは如何なる程度まで、事實として信憑す可き乎は姑らく措き、當時在京の有志は、恐らくは斯く信じてゐたのであらう。當時西郷隆盛が、松平慶永の書を携へ鹿兒島に下り、更らに島津齊彬の意を承けて東上し、大阪に於て、江戸の異變（水、尾、越の懲罰其他）を聞き、京都に滞在して、齊彬の到着を待つてゐたことは、既記の通りだ。「參照 井伊直弼執政時代 一〇五」然も好事魔多し。斯る際に島津齊彬の訃音は、七月廿四日京都に達した。

七月下旬（廿四日頃）薩の早報ありしかば、京師の有志の士、耳をそばたてつ、其報に曰く、七月八日侯少く病あり、然るに次第に病勢進み、十六日に卒去あらせられたりと。之を聞いて皆愕然、事既に去る、有志の士、爲さん所を知

水戸を買  
被る

日下部  
野の運動

らず。或伊三次に就て江戸の情を問ふに、伊三次水戸の氣勢爲す事あるに足れりと云ふ。是に於て勅命を水戸に下し、以て其力を盡さしめんとするに如かずとの議ありしとぞ。「同上」

果して然る乎、否乎。恐らくは日下部一人の發言にて、斯く定まりたるものではあるまい。何人も島津齊彬の入京を、首を延ばして待ち受けつゝあつた間に、意外にも齊彬の訃音に接したれば、彼等は爲す所を知らず、遂に水戸に頼りて、事を成さんとするに到りたるものであらう。されど此れは正しく水戸を買ひ被りたるものであつた。當時の水戸には、それ程の實力は不幸にして無かつた。而して其の禍根は、實に此に在りと云はねばならぬ。

元來日下部、勝野は、朝廷によりて事を成さんとの計企をもて江戸より上京したるものなれば、賜勅運動は、彼等に於ては、當初の計企に立ち還るものと云ふも不可なきもの。日下部は上京以來、薩藩の縁故を辿りて、近衛家にも出入し、又た伊丹藏人によりて、青蓮院宮にも進謁し、富田織部によりて、三



條實萬にも接近し、又た水戸藩京都留守居鶴飼吉左衛門と相ひ提携し、其の運動には、抜目なかつた。此の運動には、直接に、間接に、梁川星巖、梅田雲濱、頼三樹三郎、池内陶所等、井伊派の目する悪謀の四天王が關係し、周旋したることは、固より云ふ迄もなかつた。

賜勅降下の運動

當時有志者の意見では、三條前内大臣(實萬)を勅使として、東下せしめ、將軍に向て、井伊大老を罷斥し、尾、水、越等の處分を解除せしむるの勅旨を傳へしむ可しとのことであつたが、それは到底効力なからんと論出で、更らに一歩を轉じて水戸に勅諭降下の運動となつた。

志士の意氣込

當時志士の意氣込は、實に非常のものであつた。七月十七日附、梅田雲濱が、今度所司代に再任したる小濱藩主酒井忠義の用人坪内孫兵衛に與へたる書中にも、

御國之殿様(酒井忠義)彦根侯に御同意被<sub>レ</sub>成候ては、朝敵と申者にて、萬世逆臣之罪名を御蒙り可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。御家中の者も、相濟不<sub>レ</sub>申候。是等之事は、

靖獻遺言にて、御覺悟可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之奉<sub>レ</sub>存候。

と云ひ、又た、

御上使御登りに相成候は、又大もめと被<sub>レ</sub>存候。殿様(酒井忠義)は如何の御心得にて、御登に候哉。御家來衆殿様を、罪人に被<sub>レ</sub>致候ては濟不<sub>レ</sub>申候。一統腹を御切被<sub>レ</sub>成候御覺悟より外無<sub>レ</sub>之候。(梅田雲濱傳)

と云ひ送りたるを見れば、其の意氣込の程が思ひやらるゝ。乃ち是の意氣込も、賜勅の運動は成就したものと云はねばならぬ。

日下部伊三次等の運動

これよりさき朝廷勅して三家大老を召す。井伊倉皇命を發して三家を問し之を以て其上京を絶、又自から上京せず。間部も又逸巡未だ發せず。朝廷ますく震怒、國體を辱むることを憤り、勅して自ら皇位を遜して以て祖宗に謝し玉はんとす。公卿力諫之を止む。然れども其匡救の術なきを憂ふ。適々薩州の兵を率て上京するを聞、公卿及び在京の志士首を擧て西望、其來蘇を待ざる者なし。時に四方憂國の士江戸に在者、幕政の復救ふべからざるを見て往々上途、西郷吉兵衛等皆京師に聚ま



り、以て薩侯の至るを待、或は京師の勅命を得て大老の罪を鳴し之を退んと欲す。これよりさき薩摩藩士日下部伊三次なる者江戸にあり、亦西上して謀る所あらんと欲す。意氣慷慨、人に謂て曰く、吾素より三條公を知る。三條公は大老の姻家なり。余西上、將に三條公を説き、公をして元老に説かしめ、彼をして自から退かしむるか、若然らずんば、尾水越の幽禁を解しめんと。水戸邸の士、高橋多一郎、鮎澤伊太夫等と謀る。將に發せんとす。幕府麾下阿部氏の臣勝野豊作なる者あり、亦好事の士也。俱に與に上京せんとす。七月十日夜下谷の茶亭に會す。來り饑する者數人、急に使を發して水戸家老安島帶刀を迎ふ。帶刀其何事たるをしらす來臨む。事頗異常、在坐者耳語深密明かに其情を言はず。帶刀之を怪み勿々辭し歸る。此夜伊三次、上途京に至る。時に在京の諸士相知る者頗る多し。日夜來往相議す。曰く薩侯上京近きにあり、姑らく之を待んと。既にして薩州の計至る。士皆愕然色を失ふ。或は伊三次に就て水戸の事情を質す者あり、伊三次妄に言ふ。水戸の力尙能幕府の非政を正すに足らんと。是に於て勅を水戸に下すの議起れり。蓋此勅たる薩州の來京を待て發せんとする者轉じて之を水戸に移すなり。(安政紀事)

## 第五章 再び御讓位の思召

### 【二六】時局に對する御宸翰

間部上京  
せんとす

天皇宸愛

翻て朝廷の方を見れば、折角三家大老御召喚の勅詔も、七月九日附七月十日著にて、御斷りの書を、老中共より呈し、間部詮勝が、その代りに上京することとなり、聖主に於せられても、頗る安からぬ宸慮に在せしことは、七月二十七日、關白九條尙忠に賜はりたる宸翰を拜讀しても判知る。

七月廿七日、於ニ御前ニ拜見(原注 此爲見給候は、内實は左大臣(近衛忠熙)以下承知の様子)夫より兩役(議奏、傳奏)、を御學問所於ニ雁之間ニ打寄、相談候處、皆可然勘考もなし。左大臣初めへも勅問を申儀と成事。

と。九條尙忠は、其の日誌に記してゐる。乃ち左記の宸翰は、豫じめ左大臣近衛忠熙等にも、御示しの上と、九條關白は推定してゐる。而して其の宸翰は、

宸翰を賜  
はる



左記の通りだ。

一 於關東も、趣意は乍ら不明三家以下、隱居閣老退役等之所置有之  
 事、定て有子細事と被存候。然に於京都も彼是沙汰有之、姦賊不忠  
 之輩、其儘穩便之所置にては、矢張政務之不行届に成候半哉。於關東も  
 只々有思召に付、尾州水府隱居被仰付と申來候事。然ば前菅大納言  
 (東坊城廳長)も依有思召之旨と申計にて、急度蟄居又は落飾にても、早々  
 申付候方、人氣も靜謐、且叶正道に候半哉と存候。何分此儘にては  
 實に賞罰不分明に成、歎个敷候。當職之執計にても掛り候半間、無二兎角  
 被申付可然存候事。

右要領

此れは關東にても、三家等の處分があつたから、京都でも「奸賊不忠之輩」に、  
 それ／＼處分然る可し。それには東坊城廳長の如きは、其者であらうとのこ  
 と、廳長は、堀田上京の際、幕府方に與みして、周旋したとのことにて、勅勘  
 を蒙りたるもの。

京都退去の不可

一 大老上京遷座之事申候とも難測存候。情考候に、從二桓武帝  
 已來鎮護之此平安城、只今無レ故立退候事、實に過日來申通、奉レ對二皇祖  
 以何か有レ之候半哉。此事假令以何體申候共、成間敷事に候間、萬一  
 及二其場一候節は、幾重にも拒申度候間、於二執柄一も、急度御勘考、猥に  
 隨身無レ之様存候事。其上強て申候節は、先一應神慮伺定ならでは、  
 所詮難レ決候間、其分急度御承知之様之事。  
 若加様之事、申候て於二尊公(九條關白)も、彼是御存知之事にて、内實於二  
 御不承知一は、何共致方無レ之候間、過日懇望儀速に御許容候て、關□  
 上如何様共可レ被レ成事。(御名)居位之間は、不レ顧ニ御思慮之程、不承知何國  
 迄も申入候事。

天皇御決心

此れは主上には、九條關白と、井伊大老とが、同腹にて、主上を彦根に遷幸さ  
 せ奉るものと御猜定の上、斯く正面から九條關白に向て、重大なる宸慮を吐  
 露遊ばされたるものであらう。「過日懇望儀」とは、御讓位のことであらう。平



間部に對する策

たく申せば、朕が在位の間は、絶対に京都は離れない。若し關白が井伊と同腹にて、遷幸に同意であれば、先づ朕をして、讓位せしめよとの御言葉だ。  
一 近々間部下總守使來之由 承 候 何事申 候 哉難測 候得共、定て調判之事申譯に來哉と令察 候。其時之應接如何か、最早御思慮も可被爲出來一哉。亦於二兩役一(議奏、傳奏)も、大概心積可致置一哉。大概出來 候半と、臨期に出來 候事にては、何れ不行届も可ニ出來一と存 候間、何卒早早衆評先致置 候は、都合と存 候事。又候大老も何時上京難測、是又同上 候事。

承久故事の御配慮

猶又衆評可然存候事。  
以上の宸翰を拜讀すれば、至尊には幕府が承久の故事に倣ひ、陛下を如何にかし奉らんと企てあるものとの御心配があらせられたことと察せらる。而して九條關白が井伊大老と相ひ呼應して、幕府側に與みしてゐるのではない乎との御掛念もあらせらる、様にも、見受けらる。「姦賊不忠之輩」との御言葉の中

主上心境の不安

には、或は九條關白をも含んでは居ない乎と、邪推すればせられないこともない。  
要するに上記の宸翰を拜讀すれば、當時主上の御心境が、決して尋常でなく、決して平靜でなく、頗る不安心なる情態に在し、憂心忡々とも申す可き様に見受け奉らざるを得ない。

鷹司九條の競争

【二七】 鷹司太閤と九條關白

京都に於ては鷹司太閤と、九條關白との間に、恒に権力の競争があつた。而して當初は九條が主上方で、鷹司が寧ろ關東方であつたが、やがてそれが地を交へ、鷹司は主上方となり、九條は關東方となり、特に井伊直弼の大老就任以來、九條關白の關東方となつた色が頗る濃厚と認められた。



從一位前關白太政大臣准三后に任せらる。御性質豁達にして、智略あり。御當職たること三十餘年にして、其間の記録大方暗記し玉うが如く、人其伺ふときは、何年何月の處にありとて御記録を出さしめ玉うことにて、斯く強記し、朝廷の事に明かなる故、九條殿下を視ること小兒の如く、あしらひ玉ひ、又九條殿下も、公に逢ふ時は、實に屈服し玉ひけるといへり。(「備義

見聞録)

太閤主上  
諫諍か

斯る次第にて、鷹司太閤には、主上も憚らせ玉ひ、實は主上の苦手とも申上ぐる一人であつたらしい。鷹司太閤と、九條關白との關係如何を知るには、鷹司家の諸大夫小林民部權大輔(良典)が、幕吏審問の際に答へたる一節が、能く之を語つてゐる。

當(安政五戊午)二月廿二日頃と覺、太閤殿關白殿御同席にて、主上へ太閤殿御諫諍之節、承久之例に可被行旨、押張被仰上候由、其後太閤殿御不興を被蒙候得共、太閤殿より朝敵坏と被仰出候儀は心當り無之由。關白殿

には兼々太閤殿は御油斷難ニ相成旨奏聞有之由之處、右御諫諍之砌、一言之御言葉も無之候付、主上御不審に被思召、其後關白殿にも、御不首尾に相成候由。

鷹司の開  
國意見

此れにて見れば、鷹司政通は、幕府の申請を、御採納あらせらる可く、主上に諫諍したるものであらう。彼は京都に於ける最初からの開國と云ふ程でなければ、少くとも諸外國と交親の意見を持つてゐた。彼が爾來小林民部や、三國大學などの臣下に要せられ、所謂正義派に與みしたる如く評判せらるゝに至りたるも、其の中心は固より條約勅許論者であつたに相違あるまい。但だ彼と九條とは、意見よりも、寧ろ人事的に於て、そりが合はなかつたものであらう。彼は主上に對しては、師父同様の位地を占めたれば、或は承久之例なども抜いて諫めたのであらう。されど其言の餘りに不謹慎の爲めに、御不興を被り、而して同席の九條關白も、之を傍聽傍觀したる爲め、併せて御不信用を被るに至つたものであらう。

主上御不  
興



彦根遷幸  
風説出所

主上を彦根之城へ奉<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>候と申儀、當春備中守(堀田正陸)殿御上京中、專<sub>レ</sub>い流言致し候得共、出元等存不<sub>レ</sub>申。一説には近海へ異船渡來之節、彦根之城へ御遷幸可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>哉之風説も有<sub>レ</sub>之候得共、出元不<sub>レ</sub>相分<sub>一</sub>、併此説は御安心之爲の事に相心得<sub>レ</sub>候旨之風聞に有<sub>レ</sub>之候由。

承久例關  
東方にも  
風説

彦根御遷幸風説の出處も、先づ概して此の通りであらう。

當四月頃と覺<sub>レ</sub>民部權大輔儀、太閤殿内覽御辭退御差止之御沙汰相成<sub>レ</sub>候様、青蓮院宮へ御取持歎願に罷出<sub>レ</sub>候節、太閤殿御諫諍度々過<sub>レ</sub>候次第、歎息申上<sub>レ</sub>候處、宮より被<sub>レ</sub>仰聞<sub>一</sub>候には、太閤殿計にも無<sub>レ</sub>之、既關東にて、承久之例を申<sub>レ</sub>者も有<sub>レ</sub>之候處、下として上を量<sub>レ</sub>候儀は、難<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候と、川路(川路聖謨、當時堀田の隨員として上京中)申<sub>レ</sub>消<sub>レ</sub>候由之風説、宮にも及<sub>レ</sub>御聞<sub>一</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰聞<sub>一</sub>候旨。

政通内心

鷹司政通は、表面内覽を辭するなど、申し出ても、其の内心は決して全く朝廷

政通内覽  
罷免

の政事と相ひ隔離することを欲しなかつたものであらう。されば其の臣小林良典なども、青蓮院宮の御力を假りて、其の運動をしたものであらう。然も七月廿七日に至りては、  
毎々所勞之趣被<sub>レ</sub>辭申<sub>一</sub>。況<sub>レ</sub>再應願有<sub>レ</sub>之、雖<sub>レ</sub>御殘念思食、老年之間旁被<sub>レ</sub>聞食<sub>一</sub>。  
との御沙汰にて愈<sub>レ</sub>其願は聞き届られ、内覽を罷<sub>レ</sub>ひること、なつた。されど當人に取りては、恐らくは此の御聽許は、内心不本意の事であつたであらう。

【二八】 九條、井伊派の觀察

政通の尙  
忠排斥策

尙ほ鷹司太閤と、九條關白との權力競争の内幕話として見る可きものは、「井伊家祕書集録」中に採録したる「九條關白殿御辭職等之事」と題する一項だ。



今度之一件、殿下(九條尚忠)御辭職之事、唯今之御應答は、御杖葉にて、其根元は、關東を非におとし、一印(一橋慶喜)を押立候段にて、水老(水戸齊昭)一印を西丸に入んと思召之發端は、かの御自領の寺院を取潰さんとせられしに、公邊より御咎に相成し處より、一橋を西丸へ出し、以來存分に事を可計の御趣意之由。

先大老(井伊直弼)を謀反人とし、殿下と大老と御内通被遊候様に被取成てより、

六月上旬、太閤殿(鷹司政通)御自筆にて申上候書に、彦根事主上を自城に押籠奉り、祐宮(將來の明治天皇)を天位に即、外夷所置より、天下之政事を恣にせんとの謀計。當職(九條關白)右へ手を組内通いたし候事、實に國賊也。右様之國賊に當職(關白)を爲し持置候ては、甚一大事に候間、早々當職被召上候様言上。

太閤(鷹司政通)左右三内、徳大寺(左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙、内大臣三條實萬、權大納

彦根謀叛の申立

言徳大寺公純)同様被申立、栗田宮(青蓮院宮)其取持専之事。

六月廿七日、右太閤之御直書主上より殿下へ御見せ被遊候。彦根を取除候は、一印繪旨を出す之謀は、鶴吉(水戸藩京都留守居鶴岡吉左衛門)書狀に見へ、

彦根謀反と申立候事は、梅源(梅田源二郎)之書狀に顯然。栗田宮の事も、彼の狀に見ゆ。主上御逆鱗と相成候處、六月廿七日に其正邪露顯致候。

此れは七月十日附九條家諸大夫島田龍章から、長野義言に與へたる書中の附録とも見る可きものであらう。其の所記は必らずしも悉く事實として受取る可

きものではあるまいが、然も如何に九條派、井伊派が、其の反對黨の行動を観察してゐるかは、此の文書によりて頗る分明と云はねばならぬ。

此の如く京都に於ては、九條派及び非九條派は、暗闘を續けてゐた。然も主上の御信賴は九條でもなく、鷹司でもなく、寧ろ栗田宮青蓮院親王と、近衛忠熙、

三條實萬の三者にあつた。而して鷹司父子も、對九條の關係から、自然此の三者と行動を與にする様になつて來た。尙ほ井伊直弼の懷刀長野義言は、七月

主上の信賴者



十七日江戸を發し、彦根、大津等に立寄り、八月三日著京した。彼が八月五日附にて、井伊直弼に上りたる書中に、

三日早朝京著、直に龍章に（鳥田）面會仕候處、殿下（九條尙忠）も御待兼候へ共、廿七日彦根表より日著之飛脚にて申上置候に付、御安心由被仰越候。京地之様子も實以大變に御座候處、漸々先月廿日頃より、正邪相分りかけ、同廿五日江戸表より、水隠（水戸齊昭）御慎中不穩之義共、於京都以來御取用無之様との被仰進一方、至極宜敷候に付、廿七日太閤殿（鷹司政通）内覽御免に相成、是にて第一大安心に御座候。

と記してゐる。而して鷹司太閤の内覽を罷められたる理由に付ては、左の如く説明してゐる。

是と申も、内實は太閤殿計略を以、殿下（九條關白）に御辭職をすゝめ、無據御自分にも、一緒に御辭退被成候處、俄に逆に參り、御自分の方、御免に相成、今に御不審之様子に御座候。是迄も殿下（九條尙忠）をおとし候積りに

政通内覽  
由罷免の理

て、幾度も謀計御座候處、いつも其期に至り、自然と衰へ參り、實に關白同様之御事、符節を合せたる如き仕合にて、日月未地におちすと申候事に御座候。

と記してゐる。又た同書中に、

一 御所向にて、御家（井伊家）之事を、さんぐ悪様申立候者有之、（原注太閤御直書にて申上られし事）主上を彦根城内に押込候手段等事を偽り、不内容易一奉掛ニ御心配候事端多く有之、是のみ心配仕候間、御安心之場合迄には、其道を付度奉存候。何も追々可奉申上候とある。此れにて九條、井伊派から見たる鷹司政通が、七月廿七日内覽を罷むるに至りたる内情が判知る。然も斯る場合に於ては、何れが眞、何れが偽、何れが虚、何れが實、双方共に色目とか僻目とかにての觀察であれば、未だ必ずしも當てにす可きものではない。但だ事實にせよ、事實ならざるにせよ、斯る觀察を、九條、井伊派にては、してゐたと云ふことだけは分明だ。